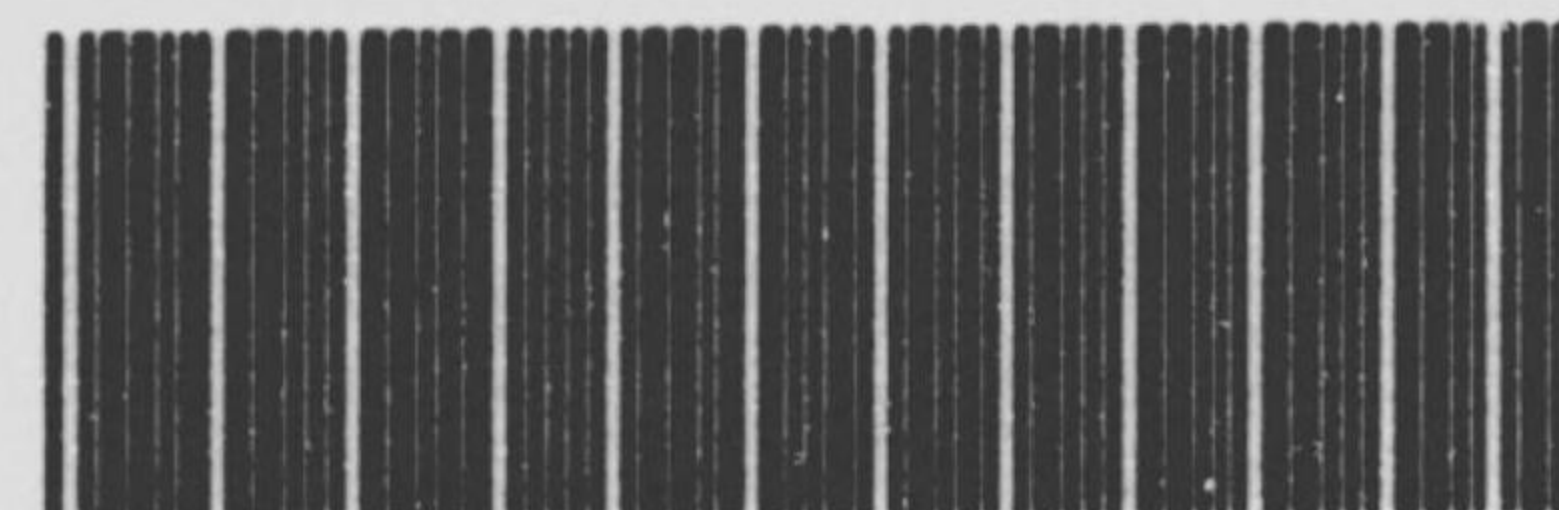


A512
4



0037688000

0037688-000

A512-4

国際労働条約案と日本の労働立
法

国際労働機関国際労働局東京支局

1928

AGF

案約條働勞際國

と

法立働勞の本日



局支京東局働勞際國

551

A

551

551
A
551

國際勞動條約案

日本の労働



1918

A512

4



国会図書館蔵書
 42.8.12
 図書納蔵書

735149

目次

送贈

内崎作三郎

第一回國際勞動總會の採擇せる條約案……………元

該當國內法との比較……………六

工業的企業ニ於ケル勞動時間ヲ一日八時間且（四十七分）……………元

失業ニ關スル條約案……………元

産前産後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約案……………元

夜間ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約案……………元

工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約案……………五

工業ニ於テ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約案……………五

第二回國際勞動總會の採擇せる條約案と……………六

該當國內法との比較……………六

海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約案……………三
海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約案……………四

第三回國際勞動總會の採擇せる條約案と

該當國內法との比較……………五

農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢ニ關スル條約案……………七

「ペイント」塗ニ於ケル白鉛ノ使用ニ關スル條約案……………九

石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齢ヲ定ムル條約案……………八

海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ強制體格検査ニ關スル條約案……………九

第七回國際勞動總會の採擇せる條約案と

該當國內法との比較……………九

労働者災害補償ニ關スル條約案……………九

労働者職業病補償ニ關スル條約案……………一〇

第八回及第九回國際勞動總會の採擇せる

條約案と該當國內法との比較……………一五

海員ノ雇入契約ニ關スル條約案……………一六

海員ノ送還ニ關スル條約案……………一五

第十回國際勞動總會の採擇せる條約案と

該當國內法との比較……………一四

工業及商業ニ於ケル労働者、竝ニ家庭使用人ノ爲ノ疾病保險ニ關スル條約案……………一四

第十一回國際勞動總會の採擇せる條約案と

該當國內法との比較……………一六

第一回國際勞動總會の採擇せる條約案と 該當國內法との比較

千九百十九年第一回國際勞動總會に於て採擇せられた條約案は左記六個である。

- 一、工業的企業に於ける労働時間を一日八時間且一週四十八時間に制限する條約案
- 一、失業に關する條約案
- 一、産前産後に於ける婦人使用に關する條約案
- 一、夜間に於ける婦人使用に關する條約案
- 一、工業に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案
- 一、工業に於て使用せらるゝ年少者の夜業に關する條約案

右のうち、我國に於て批准せられたものは失業に關する條約案と、工業に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案との二個に過ぎず、前者に就ては職業紹介法、後者に就ては工業労働者最低年齢法が該當國內法として夫々制定實施せられてゐる。

右六條約案各個に就き逐條的に該當國內法の條文と比較對照すれば左の如くである。

工業的企業ニ於ケル労働時間ヲ一日八時間且一週四十八時間
ニ制限スル條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

第一條

本條約ニ於テ「工業的企業」ト稱スルハ左ニ掲
クルモノヲ特ニ包含ス

(イ) 鑛山業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ
採取スル事業

(ロ) 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、
仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體
ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス工業(造船位
電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ含

國內法

鑛業法第一條

本法ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試掘、採掘及
之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

鑛業法第二條

本法ニ於テ鑛物ト稱スルハ金鑛、銀鑛、銅鑛、
鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞
鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿侖鑛、
重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、磷鑛、黑鉛、石炭、亞
炭、石油、土瀝青及硫黃ヲ謂フ但シ砂鑛ハ此ノ

ム

(ハ) 建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、
運河、内地水路、道路、隧道、橋梁、陸橋、
下水道、排水道、井、電信電話裝置、電氣
工作物、瓦斯工作物、水道其ノ他ノ工作物
ノ建設、改造、保存、修理、變更又ハ解體
及上記ノ工作物又ハ建設物ノ準備又ハ基礎
工事

(ニ) 道路、鐵軌道、海又ハ内地水路ニ依ル
旅客又ハ貨物ノ運送(船渠、岸壁、波止場
又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ヲ含ムモ人力
ニ依ル運送ヲ含マス)

海及内地水路ニ依ル運送ニ關スル規定ハ海及内

限ニ在ラス

含油層ト密接ノ關係アル可燃質天然瓦斯ハ之ヲ
石油ト看做ス但シ工業用其ノ他ノ營利ヲ目的ト
セスシテ單ニ一家ノ自用ニ供スルモノニハ本法
ヲ適用セス

工場法第一條

本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用
ス

- 一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- 二 事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ
虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之
ヲ除外スルコトヲ得

地水路ニ於ケル使用問題ヲ審議スヘキ特別會議
ニ於テ決定セラルヘシ
工業ト商業及農業トノ分界ハ各國ニ於ケル權限
アル機關之ヲ定ムヘシ

第九條

本條約ノ日本國ニ對スル適用ニ付テハ左ノ變更
及條件ヲ加ヘラルヘシ

(イ) 「工業的企業」ト稱スルハ左ニ掲クルモ
ノヲ特ニ包含ス

第一條(イ)號ニ列舉スル企業

第一條(ロ)號ニ列舉スル企業但シ少クトモ十

人ノ勞働者ヲ使用スルモノニ限ル

第一條(ハ)號ニ列舉スル企業ニシテ權限アル

機關カ「工場」ト定ムルモノ

第一條(ニ)號ニ列舉スル企業ニシテ道路ニ依
ル旅客又ハ貨物ノ運送、船渠、岸壁、波止
場及倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱並人力ニ依ル
運送ヲ除キタルモノ

被用者ノ數ヲ問ハス第一條(ロ)號及(ハ)號
ニ列舉スル企業ニシテ權限アル機關カ著シ
ク危険ナリト又ハ健康上有害ナル工程ヲ含
ムト認定スルコトアルヘキモノ
(註 (ロ)以下省略)

第二條

同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル企業ヲ除ク

四

工場法施行令第一條

左ニ掲クル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法
ノ適用ヲ除外ス但シ内務大臣ノ定ムル原動機ヲ
用フルモノハ此ノ限ニ在ラス

(註 第一號乃至第一〇號列舉事業省略)

工場法施行令第二條

鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適
用ヲ除外ス

工場法施行令第三條

左ニ掲クル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一
項第二號ニ該當スルモノトス

(註 第一號乃至第六〇號列舉事業省略)

工場法施行規則第一條

工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽
機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タ
ービン水車、ベルトン水車及電動機トス

工場法第三條

工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付

ノ外一切ノ公私ノ工業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ使用セラルル者ノ労働時間ハ一日八時間且一週四十八時間ヲ超ユルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(イ) 本條約ノ規定ハ監督若ハ管理ノ地位ニ在ル者又ハ機密ノ事務ヲ處理スル者ニハ之ヲ適用セス

(ロ) 法令、慣習又ハ使用者ノ及労働者ノ團體間若ハ斯ル團體ナキ場合ニ於テハ使用者ノ及労働者ノ代表者間ノ協定ニ依リ一週中ノ一日又ハ數日ニ於ケル労働時間ヲ八時間未滿ト爲シタルトキハ權限アル機關ノ認許又ハ前記團體若ハ代表者ノ間ノ協定ニ依リ

六

十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス
主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

工場法第七條

工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政

該週中ノ他ノ日ニ於テ八時間ノ制限ヲ超ユルコトヲ得但シ本號ニ規定スル如何ナル場合ニ於テモ一日八時間ノ制限ヲ超ユルコト一時間ヨリ多キコトヲ得ス

(ハ) 被用者ヲ交替制ニ依リ使用スル場合ニ在リテハ三週以下ノ一期間内ニ於ケル労働時間ノ平均カ一日八時間且一週四十八時間ヲ超エサル限り或日ニ於テ八時間又或週ニ於テ四十八時間ヲ超エテ之ヲ使用スルコトヲ得

第九條

本條約ノ日本國ニ對スル適用ニ付テハ左ノ變更及條件ヲ加ヘラルヘシ

六

官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

工場法附則

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス(註) 本法ハ大正十五年七月一日ヨリ施行

工場法施行規則第三條

器械生絲製造ノ業務、紡績ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ大正二十年八月三十一日ニ至ル間

七

(ロ) 一切ノ公私ノ工業的企業又ハ其ノ各分科ニ於ケル十五歳以上ノ者ノ實際労働時間ハ一週五十七時間ヲ超ユルコトヲ得ス但シ生絲工業ニ於テハ其ノ制限ヲ一週六十時間ト爲スコトヲ得

(ハ) 一切ノ公私ノ工業的企業又ハ其ノ各分科ニ於ケル十五歳未満ノ者及年齢ニ拘ラス鑛山ニ於テ坑内作業ニ従事スル一切ノ鑛夫ノ實際労働時間ハ如何ナル場合ニ於テモ一週四十八時間ヲ超ユルコトヲ得ス
(註) (イ)及(ニ)以下省略)

ハ十六歳未満ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得但シ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

工場法施行規則附則

本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ十五歳トス (註 本令ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

鑛業法第七十五條

採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督署長ノ許可ヲ受クヘシ

鑛業法第七十九條

農商務大臣ハ命令ヲ以テ鑛夫ノ年齢及就業時間竝婦女、幼者ノ勞役ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

鑛夫勞役扶助規則第一條

鑛業法第七十五條ノ規定ニ依ル雇傭勞役規則ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ鑛業著手前鑛山監督局長ニ其ノ許可ヲ申請スヘシ

九 業務別就業時間及就業時ノ轉換方法

十 休日

(註 第一號乃至第八號及第十一號乃至第十二號列舉事項省略)

雇傭勞役規則ヲ變更セムトスルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ

(備考)

改正鑛夫勞役扶助規則第五條
鑛業權者ハ鑛夫ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業権者ハ監視ヲ主トスル業務又ハ間歇的ナル業務ニ従事スル者ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得（註 本條ハ昭和五年九月一日ヨリ施行）

鑛夫勞役扶助規則第六條

鑛業権者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス
 鑛業権者ハ選炭作業ニ従事スル者ニ付テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得

鑛夫勞役扶助規則第六條ノ二

鑛業権者ハ溫度攝氏三十度ヲ超ユル坑内ノ場所ニ於テ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ在リテハ其ノ者ヲシテ他ノ場所ニ於ケ

ル就業時間ト通算シテ一日ニ付八時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業権者ハ溫度攝氏三十五度ヲ超ユル坑内ノ場所ニ於テ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛夫勞役扶助規則第九條

鑛業権者ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ設クヘシ

鑛夫勞役扶助規則附則

本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス（註 本令ハ大正十五年七月一日ヨリ施行）

行)

第三條

第二條ニ定ムル労働時間ノ制限ハ現ニ災害アリ若ハ其ノ虞アル場合、機械若ハ工場設備ニ付緊急ノ處置ヲ施スヘキ場合又ハ不可抗力ノ場合ニ於テハ之ヲ超ユルコトヲ得但シ當該企業ノ通常ノ操業ニ對スル重大ナル障礙ヲ除去スルニ必要ナルヘキ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條

本條約ノ日本國ニ對スル適用ニ付テハ左ノ變更及條件ヲ加ヘラルヘシ

(ニ) 労働時間ノ制限ハ本條約第二條、第三

條、第四條及第五條ニ定ムル條件ニ從ヒ之ヲ變更スルコトヲ得但シ如何ナル場合ニ於テモ右變更ノ時間ノ長サカ基準ノ週ノ時間ノ長サニ對スル割合ハ右諸條ヨリ生スル割合ヨリ大ナルコトヲ得ス

(註 (イ)(ロ)(ハ)及(ホ)以下省略)

工場法第八條(第二項)

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亙ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

工場法附則

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス(註本法ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

工場法施行規則第四條

工場法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ工業主行政官廳ノ許可ヲ受ケスシテ就業時間ヲ延長シ、十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ休日ヲ廢シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

工場法施行規則附則

本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ十五歳トス(註 本令ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

鑛夫勞役扶助規則第二條

採掘權者ハ變災若ハ變災ノ虞アル爲又ハ避クヘカラサル事由ニ依リ臨時必要アル場合ニ於テハ

就業時間、就業時ノ轉換方法及休日ニ關スル事項ニ付雇傭勞役規則ニ依ラサルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

鑛夫勞役扶助規則第十一條

鑛業權者ハ變災又ハ變災ノ虞アル爲急迫ノ必要アル場合ニ於テハ第六條、第六條ノ二第一項及第七條乃至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得

鑛業權者ハ避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第六條、第六條ノ二第一項及第七條乃至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

(備考)

改正鑛夫勞役扶助規則第十一條

鑛業權者ハ變災若ハ變災ノ虞アル爲又ハ避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第五條第一項、第六條及第六條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ第七條第一項乃至第三項及第八條乃至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得但シ緊急ノ必要ニ應スル爲ニ就業セシムル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス前項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ様式第四號ニ依リ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ(註本條ハ昭和五年九月一日ヨリ施行)

第四條

第二條ニ定ムル労働時間ノ制限ハ交替制ニ依リ繼續シテ就業スルコトヲ工程ノ性質上必要トスル工程ニ於テ亦之ヲ超ユルコトヲ得但シ平均一週五十六時間ヲ超ユルコトヲ得ス労働時間ニ關スル右ノ規定ハ如何ナル場合ニ於テモ前記工程ニ従事スル労働者ニ對シ毎週ノ休日ノ代償トシテ國法ノ保障スル休日ニ影響スルコトナシ

第五條

第二條ノ規定ヲ適用スルコト能ハスト認メラレタル例外ノ場合ニ限り労働者ノ及使用者ノ團體間ニ於テ一層長キ期間内ニ於ケル日日ノ労働時間制限ニ關スル協定アルトキハ政府ニ之ヲ申告

(該當法規ナシ)

(該當法規ナシ)

スヘク政府ハ其ノ決定ニ依リ之ニ法規ノ效力ヲ付與スルコトヲ得斯ル協定中ニ掲ケラレタル數週ニ互リ其ノ一週ノ労働時間ノ平均ハ四十八時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條

公ノ機關ハ工業的企業ニ付左ニ關スル規定ヲ設クヘシ

(イ) 事業ノ一般操業ニ關シテ定メラレタル制限ヲ超エ就業スルノ必要アル準備若ハ補充ノ作業ニ付又ハ本質上間歇的ナル作業ニ従事スル或種ノ労働者ニ付許容セララル恒久的例外

工場法第八條(第三項及第四項)

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ

(ロ) 事業ヲシテ業務繁忙ナル特別ノ場合ニ
適應セシムル爲許容セララルル一時的例外
前項ノ規定ハ關係アル使用者ノ及労働者ノ團體
ノ存スル場合ニ於テハ此等團體ト協議ノ上之ヲ
設クヘキモノトス該規定ニハ各場合ニ於ケル増
加時間ノ最大限度ヲ定ムヘク超過時間ニ對スル
賃銀率ハ普通賃銀率ノ一倍四分ノ一ヲ下ルコト
ヲ得ス

第八條

本條約ノ規定ノ實行ヲ容易ナラシムル爲各使用
者ハ左ヲ爲スコトヲ要ス

(イ) 工場其ノ他ノ適當ノ場所ノ見易キ箇所

ニ揭示スルコトニ依リ又ハ政府ノ承認スル
其ノ他ノ方法ニ依リ始業及終業ノ時刻竝作
業カ交替制ニ依リ行ハルル場合ニ於テハ各
組ノ始業及終業ノ時刻ヲ公示スルコト右ノ
時刻ハ労働ノ時間カ本條約ニ定ムル制限ヲ
超ユルコトナキ様之ヲ定ムヘク一旦之ヲ公
示シタルトキハ揭示及方法ニシテ政府ノ承
認スルモノニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スル
コトヲ得ス

(ロ) 就業ノ時間中ニ與ヘラルル休憩時間ニ
シテ労働時間ノ一部トセラレサルモノハ同
一ノ方法ニ依リ之ヲ公示スルコト

(ハ) 各國ニ於テ法令ニ定メララルル様式ニ從

於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定
ヲ適用セス

一八

工場法施行規則第二條

工場法第四條及第七條ノ規定ニ依ル許可ノ申請
ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ
依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニ付亦同シ

工場法施行規則第十二條

工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周
知セシムヘシ
工業主ハ始業及終業ノ時刻竝休憩及休日ニ關ス
ル事項ヲ各作業場ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ
鑛夫勞役扶助規則第三十五條
鑛業權者ハ始業及終業ノ時刻竝休憩及休日ニ關
スル事項ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ

(備考)

改正鑛夫勞役扶助規則第三十五條
鑛業權者ハ坑外ニ於テ就業スル鑛夫ニ付始業及終
業ノ時刻竝休憩及休日ニ關スル事項ヲ定メ見易キ
場所ニ揭示スヘシ
鑛業權者ハ坑内ニ於テ就業スル鑛夫ニ付テハ坑

ヒ本條約第三條及第六條ニ依リ勞働シタル
一切ノ増加時間ヲ記錄スルコト

(イ)號ニ依リ定メラレタル時間外ニ又ハ(ロ)號
ニ依リ定メラレタル休憩時間内ニ被用者ヲ使用
スルコトハ違法行爲ト看做サルヘシ

第九條

本條約ノ日本國ニ對スル適用ニ付テハ左ノ變更
及條件ヲ加ヘラルヘシ

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(前出第四、八及一二頁)

(ホ) 一週一回繼續二十四時間ノ休暇ハ一切
ノ種類ノ勞働者ニ對シテ與ヘラルヘシ

(ヘ) 日本工場法令中其ノ適用ヲ十五人以上
ノ者ヲ使用スル場所ニ限ルノ規定ハ十人以
上ノ者ヲ使用スル場所ニ該法令ヲ適用スル
コトニ改メラルヘシ

(ト) 本條前各號ノ規定ハ千九百二十二年七
月一日迄ニ之ヲ實施スヘシ但シ本條(ニ)號
ニ依リ變更セラレタル第四條ノ規定ハ千九
百二十三年七月一日迄ニ之ヲ實施スヘキモ
ノトス

ノ時刻及出坑ノ時刻並休日ニ關スル事項ヲ定メ見
易キ場所ニ揭示スヘシ
第七條ノ第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場
合ニ於テハ前項ノ入坑時刻ハ入坑ノ開始及終了ノ
時刻、出坑時刻ハ出坑ノ開始及終了ノ時刻トス
鑛業權者ハ所定ノ入坑時刻又ハ入坑開始時刻前ニ
入坑シタル者及所定ノ出坑時刻又ハ出坑終了時刻
後ニ出坑シタル者ニ付様式第五號ニ依リ記錄スヘ
シ前項ノ記錄ハ事由ノ發生シタル日ヨリ三年以上
之ヲ保存スヘシ(註 本條ハ昭和五年九月一日ヨ
リ施行)

工場法第七條(前出第六頁)

鑛夫勞役扶助規則第十條

鑛業權者ハ十六歲未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少

クトモ二回ノ休日ヲ設ケ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ
交替ニ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就
業セシムル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ
設クヘシ

工場法第一條(前出第三頁)

工場法附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(註 本法
ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

鑛夫勞役扶助規則附則

本令ハ大正十三年法律第二十二號施行ノ日ヨリ

(チ) 本條(ハ)號ニ定ムル年齢十五歳ハ千九百二十五年七月一日迄ニ十六歳ニ改メラル
ハシ

第十四條

何レノ國ニ在リテモ政府ハ戰爭ノ場合其ノ他國家ノ安全ヲ危殆ナラシムル事變ノ場合ニ於テ本條約ノ規定ノ施行ヲ停止スルコトヲ得

(註) 前文、第七條、第十條乃至第十三條及第十五條乃至第二十二條ハ之ヲ省略ス

失業ニ關スル條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

第一條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ成ルヘク短キ且三月ヲ超エサル期間毎ニ失業ニ關スル統計其ノ他ノ調達シ得ヘキ一切ノ情報(失業ヲ防止スル爲執リ又ハ執ラムトスル措置ニ關スル報告ヲ含

之ヲ施行ス(註)本令ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

工場法第三條(前出第五頁)

工場法附則

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス(註) 本法ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

鑛夫勞役扶助規則第六條(前出第一〇頁)

鑛夫勞役扶助規則附則

本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス(註) 本令ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

工場法第八條(第一項)

天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

國內法

職業紹介法施行規則第二十三條

職業紹介所長ハ事業狀況ヲ左ノ區別ニ依リ地方職業紹介事務局長ニ報告スヘシ

一 旬報 翌旬二日迄

二 月報 翌月五日迄

ム)ヲ國際勞働事務局ニ通告スヘシ爲シ得ル限
リ常ニ右情報ハ當該期間ノ終了後三月以内ニ通
告セラレ得ル様之ヲ調達スルコトヲ要ス

三 季報

第一季(自一月) 四月十五日迄

第二季(自四月) 七月十五日迄

第三季(自七月) 十月十五日迄

第四季(自十月) 翌年一月十五日迄

前項各號ノ報告様式ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

地方職業紹介事務局長第一項ニ規定シタル報告
ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ速ニ中央職業紹
介事務局長及地方長官ニ報告シ中央職業紹介事
務局長ハ各地方職業紹介事務局長ノ報告ヲ取纏
メ速ニ之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

第二條

職業紹介法第二條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ中央官廳ノ管理ノ
下ニ在ル公ノ無料職業紹介所ノ制度ヲ設クヘシ
右紹介所ノ經營ニ關スル事項ニ付意見ヲ提出セ
シムル爲委員ヲ任命スヘク該委員中ニハ使用者
ノ及勞働者ノ代表者ヲ加フヘシ
公私ノ無料職業紹介所併存スル場合ニ於テハ此
等紹介所ノ運用ヲ國ノ規模ニ於テ調整スル爲ノ
措置ヲ執ルヘシ
諸種ノ各國制度ノ運用ハ關係各國ト協定ノ上國
際勞働事務局之ヲ調整スヘシ

市町村ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得

職業紹介法第三條

内務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ指定
シ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

職業紹介法第五條

市町村ニ非サル者職業紹介所ヲ設置セムトスル
トキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

職業紹介法第七條

職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一ヲ圖ル爲中央及地
方ニ職業紹介事務局ヲ設ク内務大臣之ヲ監督ス
職業紹介事務局ノ管轄區域、組織及職務權限ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

職業紹介法第八條

職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ職業紹介委員會
ヲ置ク内務大臣之ヲ監督ス

職業紹介委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

職業紹介法施行規則第六條

市町村ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ職業紹
介委員ヲ置クコトヲ得

職業紹介委員中ニハ使用者ノ利益ヲ代表シ得ル
者及労働者ノ利益ヲ代表シ得ル者ヲ各同數加フ
ルコトヲ要ス

職業紹介委員ハ市町村長之ヲ任免ス

職業紹介法施行規則第七條

職業紹介委員ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ

市町村長ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應シテ意見ヲ
開申ス

職業紹介法施行規則第八條

職業紹介委員ノ定數、組織及事務執行ニ關スル
規程ハ市町村長之ヲ定ム

職業紹介法施行規則第九條

市町村長ハ左ノ事項ヲ職業紹介事務局長ニ報告
スヘシ

一 職業紹介委員ノ定數、組織及事務執行ニ關
スル規程

二 職業紹介委員ノ資格及氏名

三 職業紹介委員ニ諮問シタル事項並其ノ開申
事項

第三條

條約ヲ批准シ且失業保險ノ制度ヲ有スル國際
労働機關ノ締盟國ハ其ノ一國ノ労働者ニシテ他
國ノ領土内ニ労働スルモノニ右他國ノ労働者ノ
受クルト同様ナル該保險上ノ利益ヲ享受セシム
ルノ施設ヲ關係締盟國間ニ協定セララルル條件ニ
依リ爲スコトヲ要ス

(註 前文、第四條乃至第十一條ハ之ヲ省略ス)

(該當法規ナシ)

産前産後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約案ト該當
國內法トノ比較

條約案

第一條

本條約ニ於テ「工業的企業」ト稱スルハ左ニ掲ク
ルモノヲ特ニ包含ス

(イ) 鑛山業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ
採取スル事業

(ロ) 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、
仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體
ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス工業(造船竝

國內法

鑛業法第一條

(前出第二頁参照)

鑛業法第二條

工場法第一條(前出第三頁参照)

工場法施行令第一條

工場法施行令第二條

工場法施行令第三條

工場法施行規則第一條

(前出第四頁参照)

電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ含ム)

(ハ) 建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、内地水路、道路、隧道、橋梁、陸橋、下水道、排水道、井、電信電話裝置、電氣工作物、瓦斯工作物、水道其ノ他ノ工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更又ハ解體及上記ノ工作物又ハ建設物ノ準備又ハ基礎工事

(ニ) 道路、鐵軌道、海又ハ内地水路ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送(船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ヲ含ムモ人力ニ依ル運送ヲ含マス)

本條約ニ於テ「商業的企業」ト稱スルハ物品ヲ販賣シ又ハ商業ヲ經營スル一切ノ場所ヲ包含ス工業及商業ト農業トノ分界ハ各國ニ於ケル權限アル機關之ヲ定ムヘシ

第二條

本條約ニ於テ「婦人」ト稱スルハ年齢又ハ國籍ニ拘ラス結婚者タルト否トヲ問ハス一切ノ女性ノ人ヲ謂ヒ「生兒」ト稱スルハ嫡出子タルト否トヲ問ハス一切ノ生兒ヲ謂フ

第三條

同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル企業ヲ除ク

(該當法規ナシ)

工場法第十二條

主務大臣ハ病者又ハ産前、産後若ハ生兒哺育中

ノ外一切ノ公私ノ工業的若ハ商業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ婦人ハ

(イ) 其ノ出産後六週間之ヲ労働セシムルコトヲ得ス

(ロ) 六週間以内ニ出産スルコトアルヘキ旨ヲ記載シタル診断書ヲ提出スルトキハ其ノ業ヲ休ムノ権利ヲ有ス

(ハ) (イ)號及(ロ)號ニ依リ其ノ休業セル期間内公共基金ヨリ又ハ保険制度ノ方法ニ依リ自身及其ノ生兒ノ充分且健康維持ノ扶持ヲ爲スニ足ルノ利益ヲ支拂ハルヘク該利益ノ定額ハ各國ニ於ケル權限アル機關之ヲ決定ス尙附加利益トシテ無料ニテ醫師又ハ免

ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

工場法施行規則第九條

工業主ハ四週日以内ニ出産スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

工業主ハ産後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス

工場法施行規則第九條ノ二

生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就

許産婆ノ手當ヲ受クルノ権利ヲ有ス醫師又ハ産婆カ出産ノ日ノ豫測ヲ誤リタル場合ト雖診斷書ニ記載ノ日ヨリ出産ノ實際ニアリタル日ニ至ル迄ノ間右利益ヲ婦人カ受クルコトヲ妨ケス

(ニ) 自ラ其ノ生兒ヲ哺育スルトキハ之カ爲其ノ労働時間中一日二回三十分宛ヲ如何ナル場合ニ於テモ與ヘラルヘシ

業時間中ニ於テ一日二回各三十分以内ヲ限り其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛夫勞役扶助規則第十五條

鑛業權者ハ四週日以内ニ出産スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ産後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス

鑛夫勞役扶助規則第十六條

生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分ヲ限リ其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ鑛業權者ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者坑内作業ニ従事スル女子ノ生兒ノ保育ニ關シ必要ナル施設ヲ爲シ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス坑内作業ニ従事スル女子ニ哺育時間ヲ與ヘサルコトヲ得

健康保險法第一條

健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、

負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手當金、埋葬料、分娩費若ハ出産手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

健康保險法第二條

本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セララル者カ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ
賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

健康保險法第五十條

被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十四ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相當

スル金額ヲ支給ス

健康保險法第五十一條

保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

健康保險法施行令第八十條

出産手當金ハ被保險者カ分娩ノ日前二十八日、分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間之ヲ支給ス
分娩ノ日カ其豫定日ヨリ後レタルトキハ保險者ハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スル

コトヲ得

健康保險法施行令第八十一條

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費ノ額ハ十圓トス
産院ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スル出産手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

工場法第十七條

職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工場法施行令第二十七條ノ二(第一項及第二項)

工業主職工ニ對シテ雇傭契約ヲ解除セムトスルト

第四條

婦人カ本條約第三條(イ)號若ハ(ロ)號ニ依リ休業セルトキ又ハ病氣ニシテ妊娠若ハ出産ニ基クト診斷セラレ且其ノ婦人ヲシテ勞働スルニ不適當ナラシムルモノノ結果トシテ一層長期ニ互リ休業セルトキハ右ノ休業カ各國ノ權限アル機關

ノ定ムヘキ最長期間ヲ超エサル限り當該使用者
ハ右休業中ニ解雇ノ通告ヲ爲シ又ハ右休業中満
了スヘキ期間ヲ附シテ解雇ノ豫告ヲ爲スコトヲ
得ス

三八

キハ少クトモ十四日前ニ其ノ豫告ヲ爲スカ又ハ
賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給スルコトヲ要ス
但シ天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能ト爲リタ
ルニ因リ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ已
ムコトヲ得サル場合ニ於テ雇傭契約ヲ解除スル
トキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル豫告期間ノ計算ニ付テハ左ニ
掲クル期間ハ之ヲ算入セス

- 一 産前又ハ産後ノ女子内務大臣ノ定ムル所
ニ依リ休業スル期間

(註 第一號及第三號省略)

鑛業法第七十五條

採掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及勞役ニ關スル規則ヲ定

メ鑛山監督署長ノ許可ヲ受クヘシ

鑛夫勞役扶助規則第一條

鑛業法第七十五條ノ規定ニ依ル雇傭勞役規則ニ

ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ鑛業著手前鑛山監督

局長ニ其ノ許可ヲ申請スヘシ

三 解雇ノ事由及手續

(註 第一號乃至第二號及第四號乃至第十二號省略)

雇傭勞役規則ヲ變更セムトスルトキハ鑛山監督

局長ノ許可ヲ受クヘシ

(註 前文及第五條乃至第十二條ハ之ヲ省略ス)

夜間ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

國內法

三九

第一條

本條約ニ於テ「工業的企業」ト稱スルハ左ニ掲クルモノヲ特ニ包含ス

(イ) 鑛山業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

(ロ) 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス工業（造船並電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ含ム）

(ハ) 建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、内地水路、道路、隧道、橋梁、陸橋、下水道、排水道、井、電信電話裝置、電氣工作物、瓦斯工作物、水道其ノ他ノ工作物

ノ建設、改造、保存、修理、變更又ハ解體及上記ノ工作物又ハ建設物ノ準備又ハ基礎工事

工業ト商業及農業トノ分界ハ各國ニ於ケル權限アル機關之ヲ定ムヘシ

第二條

本條約ニ於テ「夜間」ト稱スルハ夜十時ヨリ朝五時ニ至ル時間ヲ包含スル少クトモ十一時間ノ繼續ノ時間ヲ謂フ

工業的企業ニ於ケル夜間ノ婦人使用ニ付未タ公ノ規則ノ適用ナキ國ニ於テハ「夜間」トハ當分ノ内且三年ヲ超エサル期間内政府ニ依リ夜十時ヨ

鑛業法第一條

（前出第二頁參照）

鑛業法第二條

工場法第一條（前出第三頁參照）

工場法施行令第一條

工場法施行令第二條

工場法施行令第三條

工場法施行規則第一條

（前出第四頁參照）

工場法第四條

工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

工場法附則

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ

リ朝五時ニ至ル時間ヲ包含スル十時間ノミノ時間ヲ謂フト宣セラルルコトヲ得

第三條

婦人ハ年齢ニ拘ラス同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル企業ヲ除クノ外一切ノ公私ノ工業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ夜間使用セラルルコトヲ得ス

十五歳トス

四二

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ規定ヲ適用セス(註 本法ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)前項ノ規定ニ依リ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ於テハ毎月少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

鑛夫勞役扶助規則第七條

鑛業權者ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(備考)

改正鑛夫勞役扶助規則第七條

鑛業權者ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
鑛業權者ハ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラス午後十一時迄就業セシムルコトヲ得
鑛業權者ハ鑛夫ヲ二組ニ分チ交替ニ坑外ニ於ケル選炭作業ニ從事セシムルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ第一項ノ規定ニ拘ラス午後十二時迄就業セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ午後十一時後ニ於テ就業セシムルトキハ午後十二時ヨリ午前六時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
鑛業權者ハ鑛夫ヲ三組以上ニ分チ交替ニ坑外ニ於ケル選炭作業ニ從事セシムルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第一項ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得

四三

改正鑛夫勞役扶助規則附則

本令ハ昭和五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合於テハ第七條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用セス

鑛夫勞役扶助規則附則

本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歳トス(註 本令ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

工場法第八條(第二項)

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、

第四條

第三條ノ規定ハ左ノ場合ニ之ヲ適用セス

(イ) 不可抗力ノ場合ニ於テ豫見スルコト能ハス且回歸性ヲ有セサル作業中絶カ或企業

ニ生シタルトキ

(ロ) 原料又ハ取扱材料ニシテ急ニ損敗シ易キモノヲ作業上處理スヘキ場合ニ於テ右原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲夜業ヲ必要トスルトキ

四條ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子ヲ就業セ

シメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亙ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

鑛夫勞役扶助規則第十一條(第二項)

鑛業權者ハ避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第六條、第六條ノ二第一項及第七條乃至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得第一條ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遅滞ナク其ノ事由ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

(備考)

改正續夫勞役扶助規則第十一條
鑛業權者ハ變災若クハ變災ノ虞アル爲又ハ避クヘ
カラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ鑛
山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第五條第一
項、第六條及第六條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラス就
業時間ヲ延長シ第七條第一項乃至第三項及第八條
乃至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得
但シ緊急ノ必要ニ應ズル爲ニ就業セシムル場合ニ
於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス
前項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ様式
第四號ニ依リ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ(註 本
條ハ昭和五年九月一日ヨリ施行)

(該當法規ナシ)

第六條

季節ノ影響ヲ受クル工業的企業ニ於テ及例外ノ
事情ニ依リ必要アル一切ノ場合ニ於テ一年ニ付
六十日間ハ夜間ヲ十時間ニ短縮スルコトヲ得

第七條

氣候ノ爲晝間ノ作業力特ニ健康ニ困難ナル國ニ
於テハ夜間ハ前數條ニ規定スルヨリ之ヲ短クス
ルコトヲ得但シ晝間ニ於テ之ニ代ルヘキ休憩ヲ
與フヘキモノトス

(註 前文、第五條及第八條乃至第十五條ハ之ヲ
省略ス)

(該當法規ナシ)

工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約案ト該
當國內法トノ比較

條約案

第一條

本條約ニ於テ「工業的企業」ト稱スルハ左ニ掲ク

國內法

工業勞働者最低年齢法第一條

本法ニ於テ工業ト稱スルハ左ニ掲クル事業ヲ謂

ルモノヲ特ニ包含ス

(イ) 鑛山業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

(ロ) 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス工業（造船並電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ含ム）

(ハ) 建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、内地水路、道路、隧道、橋梁、陸橋、下水道、排水道、井、電信電話裝置、電氣工作物、瓦斯工作物、水道其ノ他ノ工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更又ハ解體及

四八

フ

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

二 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス事業（造船業及電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ爲ス事業ヲ含ム）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、解體又ハ其ノ準備若ハ基礎工事

四 道路、鐵道、軌道又ハ平水航路ニ於ケル旅客又ハ貨物ノ運送但シ主トシテ人力ニ依ル運送ヲ除ク

上記ノ工作物又ハ建設物ノ準備又ハ基礎工事

(ニ) 道路、鐵軌道又ハ内地水路ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送（船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ヲ含ムモ人力ニ依ル運送ヲ含マス）

工業ト商業及農業トノ分界ハ各國ニ於ケル權限アル機關之ヲ定ムヘシ

第二一條

十四歳未満ノ兒童ハ同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル企業ヲ除クノ外一切ノ公私ノ工業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ使用セラレ又ハ勞働ス

五 船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱

工業勞働者最低年齡法第二條

十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ十二歳以上ノ者ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

ルコトヲ得ス

第三條

第二條ノ規定ハ工業學校ニ於ケル兒童ノ爲ス勞働ニ之ヲ適用セス但シ此ノ種ノ勞働ハ公ノ機關ノ承認ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノトス

第四條

本條約ノ規定ノ實行ヲ容易ナラシムル爲工業的企業ニ於ケル各使用者ハ其ノ使用スル十六歳未滿ノ一切ノ者及其ノ出生ノ日ヲ記載シタル帳簿ヲ備附クルコトヲ要ス

五〇

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ工業ニ關スル學校ニ於テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

工業勞働者最低年齢法第三條

十六歳未滿ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ使用者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及學歷ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ作業場ニ備附クルコトヲ要ス但シ工場法施行令又ハ鑛業法ニ依ル名簿ノ備附アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第五條

本條約ノ日本國ニ對スル適用ニ關シテハ第二條ニ左ノ變更ヲ加フルコトヲ得

(イ) 十二歳以上ノ兒童ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得

(ロ) 現ニ使用中ノ十二歳以上十四歳未滿ノ兒童ニ關シテハ經過規定ヲ設クルコトヲ得
十二歳未滿ノ兒童ヲ或種ノ輕易ナル業務ニ使用スルコトヲ認ムル日本現行法ノ規定ハ之ヲ廢止スヘキモノトス

(註) 前文、第六條乃至第十四條ハ之ヲ省略ス

工業勞働者最低年齢法第二條但書(前出第四九頁)

工業勞働者最低年齢法附則

本法施行ノ際十二歳以上ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

工業ニ於テ使用セラルル年少者ノ夜業ニ關スル條約案ト
該當國內法トノ比較

條 約 案

第 一 條

本條約ニ於テ「工業的企業」ト稱スルハ左ニ掲クルモノヲ特ニ包含ス

(イ) 鑛山業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

(ロ) 物品ノ製造、改造、淨洗、修理、裝飾、仕上、販賣ノ爲ニスル仕立、破壊若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス工業（造船竝ニ電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ含

國 内 法

鑛業法第一條

鑛業法第二條

(前出第二頁參照)

工場法第一條(前出第三頁參照)

工場法施行令第一條

工場法施行令第二條

工場法施行令第三條

工場法施行規則第一條

(前出第四頁參照)

ム)

(ハ) 建物、鐵道、軌道、港、船渠、棧橋、運河、

内地水路、道路、隧道、橋梁、陸橋、下水

道、排水道、井、電信電話裝置、電氣工作

物、瓦斯工作物、水道其ノ他ノ工作物ノ建

設、改造、保存、修理、變更又ハ解體及上

記ノ工作物又ハ建設物ノ準備又ハ基礎工事

(ニ) 道路又ハ鐵軌道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ

運送(船渠、岸壁、波止場又ハ倉庫ニ於ケ

ル貨物ノ取扱ヲ含ムモ人力ニ依ル運送ヲ含

マス)

工業ト商業及農業トノ分界ハ各國ニ於ケル權限
アル機關之ヲ定ムヘシ

第二二條

十八歳未満ノ年少者ハ同一ノ家ニ屬スル者ノミ
ヲ使用スル企業ヲ除クノ外一切ノ公私ノ工業的
企業又ハ其ノ各分科ニ於テ夜間使用セラルルコ
トヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス
十六歳以上ノ年少者ハ左ノ工業的企業ニ於テ工
程ノ性質上晝夜繼續シテ就業スルコトヲ必要ト
スル作業ニ夜間使用セラルルコトヲ得

(イ) 鐵及鋼ノ製造業中反射爐又ハ蓄熱爐ノ
使用セラルル工程及金屬ノ薄板又ハ線ノ鍍
金作業(酸水洗ノ工程ヲ除ク)

(ロ) 硝子工場

(ハ) 製紙業

工場法第四條

工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時
ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコト
ヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午
後十一時迄就業セシムルコトヲ得

工場法附則

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ
十五歳トス

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合
ニ於テハ本法施行後三年間ハ第四條ノ規定ヲ適
用セス

前項ノ規定ニ依リ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ
就業セシムル場合ニ於テハ毎月少クトモ四回ノ

(ニ) 粗糖製造業

(ホ) 金鑛製鍊業

第五條

本條約ノ日本國ニ對スル適用ニ付テハ第二條ハ
千九百二十五年七月一日ニ至ル迄ハ十五歳未満
ノ年少者ノミニ之ヲ適用スヘク其ノ以後ニ於テ
ハ十六歳未満ノ年少者ノミニ之ヲ適用スヘシ

第三條

本條約ニ於テ「夜間」ト稱スルハ夜十時ヨリ朝五
時ニ至ル時間ヲ包含スル少クトモ十一時間ノ繼
續ノ時間ヲ謂フ

石炭及褐炭ノ鑛山業ニ於テハ通常十五時間ノ且
如何ナル場合ニ於テモ十三時間ヲ下ラサル間隔

休日ヲ設ケ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時
ヲ轉換スヘシ (註 本法ハ大正十五年七月一日ヨ
リ施行)

鑛夫勞役扶助規則第七條

鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十
時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコ
トヲ得ス但シ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業
セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(備考)

改正鑛夫勞役扶助規則第七條

鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時
ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ
得ス

鑛業權者ハ鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシ

ヲ前後ノ作業時間ノ間ニ存スルトキハ夜十時ヨ
リ朝五時ニ至ル時間内ニ就業セシムルコトヲ得
麵麩燒業ニ於ケル夜業ヲ一切ノ勞働者ニ對シ禁
止シタル處ニ在リテハ麵麩燒業ニ於テ夜九時ヨ
リ朝四時ニ至ル時間ヲ以テ夜十時ヨリ朝五時ニ
至ル時間ニ代フルコトヲ得

勞働ヲ日中停止スル熱帶諸國ニ於テハ夜間ハ十
一時間ヨリ之ヲ短クスルコトヲ得但シ晝間ニ於
テ之ニ代ルヘキ休憩ヲ與フヘキモノトス

ムルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定
ニ拘ラス午後十一時迄就業セシムルコトヲ得
鑛業權者ハ鑛夫ヲ二組分チ交替ニ坑外ニ於ケル選
炭作業ニ從事セシムルトキハ鑛山監督局長ノ許可
ヲ受ケ第一項ノ規定ニ拘ラス午後十二時迄就業セ
シムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ午後十一時後ニ於
テ就業セシムルトキハ午後十二時ヨリ午前六時ニ
至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
鑛業權者ハ鑛夫ヲ三組以上ニ分チ交替ニ坑外ニ於
ケル選炭作業ニ從事セシムルトキハ鑛山監督局長
ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限り第一項ノ規定ニ拘ラス就
業セシムルコトヲ得
改正鑛夫勞役扶助規則附則
鑛夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ
於テハ第七條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用
セス(註 本條ハ昭和五年九月一日ヨリ施行)

第四條

防止又ハ豫見スルコト能ハス、回歸性ヲ有セス
且工業的企業ノ正常ノ操業ヲ阻礙スル不可抗力
ノ場合ニ於テハ第二條及第三條ノ規定ハ十六歲
以上十八歲未滿ノ年少者ノ夜業ニ之ヲ適用セス

鑛夫勞役扶助規則附則

本令中十六歲トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ
十五歲トス(註本令ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

工場法第八條(第二項)

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ
於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限
リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第
四條ノ規定ニ拘ラス十六歲以上ノ女子ヲ就業セ
シメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ急速
ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損
失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上

ニ互ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官
應ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

鑛夫勞役扶助規則第十一條(第二項)

鑛業權者ハ避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要
アル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期
間ヲ限り第六條、第六條ノ二第一項及第七條乃
至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得
第一項ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滯
ナク其ノ事由ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

(備考)

改正鑛夫勞役扶助規則第十一條

鑛業權者ハ變災若ハ變災ノ虞アル爲又ハ避クヘカ
ラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ鑛山
監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限り第五條第一項、

第六條及第六條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラス就業時
間ヲ延長シ第七條第一項乃至第三項及第八條乃至
第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムルコトヲ得但シ
緊急ノ必要ニ應スル爲ニ就業セシムル場合ニ於テ
ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス
前項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ様式
第四號ニ依リ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ(註 本
條ハ昭和五年九月一日ヨリ施行)

第七條

重大ナル緊急事故ノ場合ニ於テ公益ノ爲必要ア
ルトキハ政府ハ十六歳以上十八歳未満ノ年少者
ニ對スル夜業禁止ヲ停止スルコトヲ得

工場法第八條(第一項)

天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合
ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限り第
三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコ
トヲ得

工場法第八條(第二項) (前出第五七頁)

鑛夫勞役扶助規則第十一條(第一項)

鑛業權者ハ變災又ハ變災ノ虞アル爲急迫ノ必要
アル場合ニ於テハ第六條、第六條ノ二第一項及
第七條乃至第十條ノ規定ニ拘ラス就業セシムル
コトヲ得

鑛夫勞役扶助規則第十一條(第二項)(前出第

五八頁)

(備考)

改正鑛夫勞役扶助規則第十一條(前出第五八頁)

(註 前文、第六條及第八條乃至第十五條ハ之ヲ省
略ス)

第二回國際勞働總會の採擇せる條約案と 該當國內法との比較

千九百二十年第二回國際勞働總會に於て採擇せられた條約案は左記三個である。

- 一、海上に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案
- 一、船舶の滅失又は沈没の場合に於ける失業の補償に關する條約案
- 一、海員に對する職業紹介所設置に關する條約案

右のうち、我國に於て批准せられたものは、海上に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案と、
海員に對する職業紹介所設置に關する條約案との二個である。前者に就ては船員最低年齢法、後者
に就ては船員職業紹介法が、該當國內法として夫々制定實施せられてゐる。

併し船舶の滅失又は沈没の場合に於ける失業の補償に關する條約案に就ては之に該當すべき國內
法がないので、他の二條約案に就てのみ逐條的に該當國內法の條文と比較對照すれば左の如くであ
る。

海上ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齢ヲ定ムル條約案ト
該當國內法トノ比較

條約案

第一條

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト
私有タルトヲ問ハス海洋航行ニ従事スル各種ノ
船舶舟艇ヲ總テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

第二條

十四歳未満ノ兒童ハ同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ
使用スル船舶ヲ除クノ外船舶ニ於テ使用セラレ
又ハ勞働スルコトヲ得ス

國內法

船員最低年齢法第一條

本法ハ勅令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路以
上ノ航路ヲ航行スル船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス

船員最低年齢法第二條

十四歳未満ノ者ハ船員トシテ之ヲ使用スルコト
ヲ得ス
前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ屬スル者ノミヲ使用

第三條

第二條ノ規定ハ學校船又ハ練習船ニ於ケル兒童
ノ爲ス勞働ニ之ヲ適用セス但シ此ノ種ノ勞働ハ
公ノ機關ノ承認ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノ
トス

スル船舶又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ教習船ニ於
テ兒童ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス

船員最低年齢法附則

本法施行ノ際十四歳未満ノ者ヲ引續キ使用スル
場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適
用セス

第四條

本條約ノ規定ノ實行ヲ容易ナラシムル爲各船長
ハ其ノ船舶ニ於テ使用スル十六歳未満ノ一切ノ
者及其ノ出生ノ日ヲ記載シタル帳簿又ハ海員名
簿ヲ備附クルコトヲ要ス

船員最低年齢法第四條

十八歳未満ノ者ヲ船員トシテ使用スル場合ニ於
テハ船長ハ其ノ本籍、氏名及生年月日ヲ記載シ
タル名簿ヲ調製シ船舶内ニ備付クルコトヲ要ス
但シ十六歳以上ノ者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ右名簿ヲ調製セサルコトヲ得

(註 前文、第五條乃至第十二條ハ之ヲ省略ス)

海員ニ對スル職業紹介所設置ニ關スル條約案ト
該當國內法トノ比較

六四

條約案

第一條

本條約ニ於テ「海員」ト稱スルハ海洋航行ニ從事
スル船舶ノ乗組員トシテ使用セラルル一切ノ者
ヲ包含ス但シ職員ハ之ヲ除ク

國內法

船員職業紹介法第一條

本法ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路以
上ノ航路ヲ航行スル船舶ニ乗組ムヘキ船員ノ職
業紹介ニ之ヲ適用ス
本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲クル者以
外ノ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用スルコトヲ得

船員職業紹介法第四條

船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ何等ノ名義ヲ以テ

第二條

海員ニ對スル職業紹介業ハ個人、會社其ノ他ノ

紹介所ニ依リ營利ヲ目的トスル業務トシテ經營
セラルルコトヲ得ス又個人、會社其ノ他ノ紹介
所ハ船舶ノ海員ノ職業紹介ニ付直接ニ又ハ間接
ニ何等ノ手数料ヲ課スルコトヲ得ス
各國ハ法令ヲ以テ本條ノ規定ノ違反ニ對スル罰
則ヲ定ムヘシ

スルヲ問ハス其ノ報酬トシテ手数料其ノ他ノ財
産上ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

船員職業紹介法第八條

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反
シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役
又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 許可ヲ受ケスシテ船員職業紹介事業ヲ行ヒ
タル者

二 船員職業紹介ヲ爲シ其ノ報酬トシテ手数料
其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ受ケ又ハ他人ヲシテ受
ケシメタル者

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ
船員職業紹介ヲ爲ス者強請シテ職業ノ紹介ヲ爲

六五

シタルトキ亦前項ノ例ニ同シ

六六

第三條

營利ヲ目的トスル業務トシテ海員ノ職業紹介業ヲ現ニ經營スル個人、會社其ノ他ノ紹介所ハ第二條ノ規定ニ拘ラス政府ノ免許ノ下ニ其ノ業務ヲ一時繼續スルコトヲ得但シ右ノ事業ハ一切ノ關係人ノ權利ヲ保護スル爲政府ノ監督ノ下ニ經營セラルルモノトス

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ營利ヲ目的トスル業務タル海員職業紹介業ヲ能フ限り速ニ廢止スル爲實行シ得ヘキ一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

船員職業紹介法附則(第三項)

本法施行ノ際現ニ有料又ハ營利ヲ目的トスル船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内其ノ事業ヲ繼續スルコトヲ得

船員職業紹介法施行規則第二十四條

船員職業紹介法附則第三項ノ規定ニ該當スル者(以下單ニ營業者ト稱ス)其ノ業務ヲ繼續セムトスルトキハ船員職業紹介法施行後二月内ニ紹介所ノ所在地ヲ管轄スル逓信局長ニ許可ヲ申請スヘシ

前項許可ノ申請ニ付テハ未成年者ニ在リテハ法

代理人、妻ニ在リテハ夫ノ連書ヲ要ス

逓信局長第一項ノ申請ニ基キ許可ヲ與フル場合ニ於テハ之ニ期間ヲ附スヘシ

逓信局長ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

營業者ハ第一項ノ許可ノ申請ニ對シ許否ノ決定アル迄其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

船員職業紹介法施行規則第二十五條

營業者ハ手数料ヲ定メ船員職業紹介法施行後過滞ナク紹介所ノ所在地ヲ管轄スル逓信局長ニ認可ヲ申請スヘシ

逓信局長必要アリト認ムルトキハ手数料ヲ定メ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

六七

第四條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ海員ニ對スル公ノ
無料職業紹介所ノ有效且適切ナル制度ヲ組織シ
且維持スヘキコトヲ約ス右ノ制度ハ

(一) 中央官廳ノ監督ノ下ニ協同スル船舶所
有者及海員ノ代表團體ニ依リ又ハ

(二) 右ノ協同行爲ナキトキハ國自身ニ依リ

組織シ且維持セラルルコトヲ得

一切ノ右職業紹介所ノ事業ハ海事ノ實地經驗ヲ
有スル者ニ依リ管理セラルヘシ

右ノ各種ノ職業紹介所併存スル場合ニ於テハ國
ノ基底ニ於テ之ヲ調整スル爲ノ措置ヲ執ルヘシ

船員職業紹介法第二條

船員職業紹介事業ヲ行ハムトスル者ハ行政官廳
ノ許可ヲ受クヘシ

船員職業紹介法第三條

船員職業紹介ニ關シ必要アリト認ムルトキハ政
府ニ於テ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

政府ハ勅令ノ定ムル補助金ヲ支給シテ公益ヲ目
的トスル法人其ノ他ノ團體ヲシテ職業紹介事業
ヲ行ハシムルコトヲ得

船員職業紹介法第四條(前出第六四頁)

第五條

前記紹介所ノ經營ニ關スル事項ニ付助言セシム
ル爲船舶所有者及海員ノ同數ノ代表者ヨリ成ル
委員會ヲ組織スヘシ各國政府ハ右委員會ノ權能
ヲ明確ニスル爲殊ニ右ノ委員外ヨリノ議長ノ選
定、國ノ監督ノ程度及右委員會カ海員ノ幸福ニ
付利害關係ヲ有スル者ヨリ得ヘキ助力ニ關シ規
定ヲ設クルコトヲ得

船員職業紹介法第六條

船員職業紹介事業ノ經營ニ關シ船員職業紹介委
員會ヲ置ク選信大臣之ヲ監督ス
船員職業紹介委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ
以テ之ヲ定ム

船員職業紹介委員會官制第一條

船員職業紹介委員會ハ船員職業紹介事業ノ經營
ニ關スル事項ニ付選信大臣ノ諮問ニ應シ意見ヲ
開申ス

船員職業紹介委員會ハ船員職業紹介事業ノ經營
ニ關スル事項ニ付選信大臣ニ建議スルコトヲ得
船員職業紹介委員會官制第二條

船員職業紹介委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ

以テ之ヲ組織ス

船員職業紹介委員會官制第三條

會長ハ選信次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ選信大臣ノ奏請ニ依リ船舶所有者及船員

ノ利益ヲ代表シ得ル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ各同

數ノ者ヲ命ス

第六條

海員ノ職員紹介ニ關シ海員ハ船舶選擇ノ自由ヲ

確保セラルヘク船舶所有者ハ乗組員選擇ノ自由

ヲ確保セラルヘシ

第七條

雇入契約中ニハ一切ノ關係當事者ヲ保護スルカ

(該當法規ナシ)

船員法第二十七條

管海官廳カ公認ヲ爲スニハ海員名簿ニ記載シタ

爲必要ナル保障ヲ包含スヘク且海員ハ署名ノ前
及後ニ於テ右契約ヲ査閱スル爲相當ノ便宜ヲ確
保セラルヘシ

ル事項ヲ當事者雙方ニ讀聞カセタル後之ニ署
名、捺印セシムルコトヲ要ス但海員ノ雇止ヲ爲
シタル場合ニ於テ正當ノ理由アルトキハ當事者
ノ一方カ出頭セサルトキト雖モ公認ヲ爲スコ
トヲ得

當事者カ印ヲ有セサルトキハ署名スルヲ以テ足
ル署名スルコト能ハサルトキハ氏名ヲ代署セシ
メ捺印スルヲ以テ足ル若シ署名スルコト能ハス
且印ヲ有セサルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印ス
ルヲ以テ足ル

前項ノ規定ニ依リ捺印セス又ハ氏名ヲ代署セシ
メ若クハ捺印シタル場合ニ於テハ海員名簿ニ其
事由ヲ附記スルコトヲ要ス

船員法施行細則第二十五條

海員雇入ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇者ハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ左ノ書類ヲ添ヘテ雇入港ノ管海官廳、其港ニ管海官廳ナキトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ

一 第三號書式ノ申請書

二 被雇者海技免狀ヲ有スルトキハ其免狀

(該當法規ナシ)

第八條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ本條約ヲ批准シタル一切ノ國ニシテ其ノ産業狀態ノ略同様ナルモノニ屬スル海員ヲシテ本條約所定ノ海員職業紹介施設ヲ(必要アルトキハ官公署ヲ介シテ)利用セシムル爲ノ措置ヲ執ルヘシ

第九條

各國ハ甲板部職員及機關部職員ニ關シ本條約ノ規定ト同様ノ規定ヲ採用スルヤ否ヤヲ各自決定スヘシ

(該當法規ナシ)

第十條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ海員ノ失業及職業紹介所ノ事業ニ關スル統計其ノ他ノ調達シ得ヘキ一切ノ情報ヲ國際勞働事務局ニ通告スヘシ
國際勞働事務局ハ各國ノ政府又ハ關係團體ト協

(該當法規ナシ)

定ノ上各國ノ政府又ハ關係團體ト協定ノ上各種ノ各國海員職業紹介所ノ調整ヲ確保スル措置ヲ執ルヘシ

(註 前文、第十一條乃至第十八條ハ之ヲ省略ス)

第三回國際勞働總會の採擇せる條約案と

該當國內法との比較

千九百二十一年第三回國際勞働總會に於て採擇せられた條約案は左記七個である。

- 一、農業に使用し得る兒童の年齢に關する條約案
- 一、農業労働者の結社及組合の權利に關する條約案
- 一、農業に於ける労働者災害補償に關する條約案
- 一、「ペイント」塗に於ける白鉛の使用に關する條約案
- 一、工業的企業に於ける週休の適用に關する條約案
- 一、石炭夫又は火夫として使用し得る年少者の最低年齢を定むる條約案
- 一、海上に使用せらるる兒童及年少者の強制體格検査に關する條約案

右のうち、我國に於て批准せられたものは、農業に使用し得る兒童の年齢に關する條約案と海上に使用せらるる兒童及年少者の強制體格検査に關する條約案との二個に過ぎず、前者に就ては小學

校令中に之に該當する法規既に存し、後者に就ては海員最低年齢法が該當國內法として制定實施せられてゐる。

併し、農業労働者の結社及組合の権利に關する條約案、農業に於ける労働者災害補償に關する條約案及び工業的企業に於ける週休の適用に關する條約案に就ては、之に該當すべき國內法を全然缺いてゐる。

それ故、この三條約案を除き、他の四個の條約案各個に就き、逐條的に該當國內法の條文と比較對照すれば左の如くである。

農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢ニ關スル條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

第一條

十四歳未満ノ兒童ハ授業時間外ニ非サレハ一切ノ公私ノ農業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ使用セラレ又ハ労働スルコトヲ得ス授業時間外ニ於テ使用セラルル場合ニハ其ノ使用ハ學校出席ヲ妨ケサルモノタルヘシ

國內法

小學校令第三十二條

兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス
學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス
學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ
學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權

ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

・小學校令第三十五條

尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就業ヲ妨クルコトヲ得ス

(該當法規ナシ)

第二條

授業ノ期間及時間ハ職業實習ノ爲輕易ナル農業的作業特ニ收穫ニ付テノ輕易ナル作業ニ兒童ヲ使用シ得ル様之ヲ按配スルコトヲ得但シ右使用ニ依リ一學年ノ全授業期間ヲ八月以下ニ減少スルコトヲ得サルモノトス

第三條

第一條ノ規定ハ農業學校ニ於ケル兒童ノ爲ス労働ニ之ヲ適用セス但シ右ノ労働ハ公ノ機關ノ承認ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノトス

(該當法規ナシ)

(註 前文、第四條乃至第十一條ハ之ヲ省略ス)

「ペイント」塗ニ於ケル白鉛ノ使用ニ關スル條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

國內法

第一條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ第一條ニ定ムル例外ヲ除クノ外白鉛、鉛ノ硫酸鹽及此等ノ顔料ヲ含有スル一切ノ製品ヲ建築物内

(該當法規ナシ)

部ノ「ペイント」塗ニ於テ使用スルヲ禁止スルコトヲ約ス但シ白鉛、鉛ノ硫酸鹽又ハ此等ノ顔料ヲ含有スル製品ヲ鐵道停車場又ハ工業的設備ニ使用スルコトヲ權限アル機關カ關係アル使用者團體及勞働者團體ト協議ノ上必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
尤モ金屬鉛トシテ表示セラレタル鉛最大限百分ノ二ヲ含有スル白色顔料ノ使用ハ之ヲ許容スルモノトス

第二一條

第一條ノ規定ハ裝飾的「ペイント」塗又ハ潤飾的練塗ニ之ヲ適用セス
政府ハ此ノ種ノ「ペイント」塗ノ範圍ヲ定ムヘク

(該當法規ナシ)

且本條約第五條、第六條及第七條ノ規定ニ從ヒ白鉛、鉛ノ硫酸鹽及此等ノ顔料ヲ含有スル一切ノ製品ノ右目的ノ爲ニスル使用ヲ取締ルヘシ

第三一條

白鉛、鉛ノ硫酸鹽又ハ此等ノ顔料ヲ含有スル他ノ製品ノ使用ヲ包含スル工業的「ペイント」塗作業ニ於テハ十八歳未滿ノ男子及一切ノ女子ノ使用ヲ禁ス
權限アル機關ハ「ペイント」塗師ノ徒弟ヲ其ノ職業教習ノ爲前項禁止ノ作業ニ使用スルコトヲ關係アル使用者團體及勞働者團體ト協議ノ上許可スルノ權能ヲ有スヘシ

工場法第十條

工業主ハ十六歳未滿ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其他有害料品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

工場法施行規則第六條

工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

六 砒素、水銀、黃磷、鉛、チアン水素酸、フ
ルオール、「アニリン」、「クローム」若ハ「クロ
ール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スヘキ有害
料品ノ粉塵、蒸汽若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散
スル場所ニ於ケル業務

(註 第一號乃至第五號及第七號乃至第八號省略)

工場法施行規則第七條

工場法第十條ノ規定ハ前條第六號及第七號ニ掲
クル業務ニ關シ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用
ス

工場法附則

本法中十六歳トアルハ本法施行後三年間ハ之ヲ
十五歳トス(註 本法ハ大正十五年七月一日ヨリ施

行)

工場法施行規則附則

本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ十五
歳トス(註 本令ハ大正十五年七月一日ヨリ施行)

鑛夫勞役扶助規則第十二條

鑛業權者ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ左ニ掲
クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

十三 砒素、水銀、鉛若ハ亞鉛又ハ其ノ化合物
其ノ他之ニ準スヘキ有害料品ノ粉塵、蒸汽又
ハ瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

(註 第一號乃至第十二號第十四號及第十五號省略)

鑛夫勞役扶助規則附則

本令中十六歳トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ

十五歳トス（註 本令ハ大正十五年九月一日ヨリ施行）

第四條

第一條及第三條ニ規定スル禁止ハ國際労働總會
第三回會議ノ閉會ノ日ヨリ六年後其ノ效力ヲ發
生スヘシ

第五條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ白
鉛、鉛ノ硫酸鹽及此等ノ顔料ヲ含有スル一切ノ
製品ヲ其ノ使用ノ禁止セラレサル作業ニ於テ使
用スルコトヲ左ノ原則ニ基キ取締ルコトヲ約ス
一(イ) 白鉛、鉛ノ硫酸鹽又ハ此等ノ顔料ヲ

(該當法規ナシ)

(該當法規ナシ)

含有スル製品ハ煉物又ハ其ノ儘使用セラ
レ得ル「ペイント」ノ形態ニ於テスルヲ
除クノ外「ペイント」塗作業ニ於テ之ヲ
使用スルコトヲ得ス

(ロ) 吹付法ヲ以テスル「ペイント」ノ塗
付ヨリ起ル危険ヲ防止スル爲ノ措置ヲ執
ルヘシ

(ハ) 乾燥削リ落シ又ハ乾燥磨リ落シニ因
リテ生スル粉塵ヨリ起ル危険ヲ防止スル
爲ノ措置ヲ實行シ得ル限リ執ルヘシ

II(イ) 「ペイント」塗労働者ヲシテ作業中及
終業ノ際洗浄スルコトヲ得シムル爲相當
ナル設備ヲ設クヘシ

- (ロ) 「ペイント」塗労働者ハ全作業時間中作業服ヲ着用スヘシ
- (ハ) 作業時間中脱棄テノ衣類カ「ペイント」塗材料ニヨリ汚染セラルルコトヲ防止スル爲適當ナル施設ヲ爲スヘシ
- 三(イ) 鉛中毒症及疑似鉛中毒症ハ之ヲ届出テシムヘク次テ権限アル機關ノ指定スル醫師ヲシテ之ヲ検定セシムヘシ
- (ロ) 権限アル機關ハ必要ニ應シ労働者ノ健康診断ヲ命スルコトヲ得
- 四 「ペイント」塗業ニ於テ執ララルヘキ特別ナル衛生上ノ豫防ニ關スル指示ハ「ペイント」塗労働者ニ配付セラルヘシ

第六條

権限アル機關ハ前諸條ニ基キ定メラルル規則ノ施行ヲ確保スル爲其ノ必要ト認ムル措置ヲ關係アル使用者團體及労働者團體ト協議ノ上執ルヘシ

(該當法規ナシ)

第七條

- 「ペイント」塗労働者ノ鉛中毒ニ關スル統計ハ
 - (イ) 罹病ニ付テハ一切ノ鉛中毒症ノ届出及検定ニ依リ
 - (ロ) 死亡ニ付テハ各國ニ於ケル統計官憲ニ依リ承認セラルル方法ニ依リ之ヲ作成スヘシ

(該當法規ナシ)

(註 前文、第八條乃至第十五條ハ之ヲ省略ス)

石炭夫又ハ火夫トシテ使用シ得ル年少者ノ最低年齢ヲ定
ムル條約案ト該當國內法トノ比較

條 約 案

第 一 條

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト
私有タルトヲ問ハス海洋航行ニ從事スル各種ノ
船舶舟艇ヲ總テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

國 内 法

船員最低年齢法第一條

本法ハ勅令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路以
上ノ航路ヲ航行スル船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス

第 二 條

十八歳未満ノ年少者ハ船舶ニ於テ石炭夫又ハ火
夫トシテ使用セラレ又ハ勞働スルコトヲ得ス

船員最低年齢法第二條ノ二

十八歳未満ノ者ハ石炭夫又ハ火夫トシテ之ヲ使
用スルコトヲ得ス但シ十八歳以上ノ者ヲ雇入ル
ルコト能ハサル港ニ於テハ十六歳以上ノ者ニ限

第 三 條

第二條ノ規定ハ左ニ付之ヲ適用セス

(イ) 學校船又ハ練習船ニ於ケル年少者ノ爲
ス勞働但シ此ノ種ノ勞働ハ公ノ機關ノ承認
ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノトス

(ロ) 蒸汽以外ノモノニ依リ主トシテ推進ス
ル船舶ニ於ケル年少者ノ使用

(ハ) 十六歳以上ノ年少者ニシテ體格検査ニ
合格シ印度及日本ノ沿岸貿易ニ専ラ從事ス
ル船舶ニ石炭夫又ハ火夫トシテ使用セラル
ルモノ尤モ右二國ニ於ケル最代表的ナル使
用者團體及勞働者團體ト協議ノ上定メラル
ル規則ニ從フヘキモノトス

第 四 條

リ之ヲ雇入レ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ
ハ十八歳以上ノ者一人ニ代ヘ十六歳以上ノ者二
人ヲ雇入ルルコトヲ要ス
専ラ日本各港間ヲ航行スル船舶ニ於テハ前項ノ
規定ニ拘ラス主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳
以上ノ者ヲ使用スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ主トシテ蒸汽以外ノモノニ依リ
推進スル船舶又ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ教習船
ニ於テ年少者ニ爲サシムル作業ニ之ヲ適用セス
船員最低年齢法施行細則第二條ノ二
船員最低年齢法第二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ
十八歳未満ノ石炭夫又ハ火夫ヲ雇入ルルコトヲ
得ル船舶ハ總噸數二千噸ヲ超エサルモノニ限ル

十八歳未満ノ年少者ニ非サレハ石炭夫又ハ火夫トシテ雇入レ難キ港ニ於テ之ヲ必要トスルトキハ右年少者ト雖使用スルコトヲ得ヘク且右ノ場合ニ於テハ必要ナル石炭夫又ハ火夫一名ニ代ヘテ年少者二名ヲ雇傭スルコトヲ要ス右年少者ハ少クトモ十六歳タルヘシ

第五條

本條約ノ規定ノ實行ヲ容易ナラシムル爲各船長ハ其ノ船舶ニ於テ使用スル十八歳未満ノ一切ノ者及其ノ出生ノ日ヲ記載シタル帳簿又ハ海員名簿ヲ備附クルコトヲ要ス

船員最低年齢法第四條

十八歳未満ノ者ヲ船員トシテ使用スル場合ニ於テハ船長ハ其ノ本籍、氏名及生年月日ヲ記載シタル名簿ヲ調製シ船舶内ニ備附クルコトヲ要ス但シ十六歳以上ノ者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ右名簿ヲ調製セサルコトヲ得

第六條

乗組員ノ雇入契約ニハ本條約ノ規定ノ要綱ヲ記載スヘシ

(註 前文、第五條乃至第十二條ハ之ヲ省略ス)

(該當法規ナシ)

海上ニ使用セラルル兒童及年少者ノ強制體格検査ニ關スル

條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

第一條

本條約ニ於テ「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ問ハス海洋航行ニ從事スル各種ノ船舶舟艇ヲ總テ包含ス但シ軍艦ハ之ヲ除ク

國內法

船員最低年齢法第一條

本法ハ勅令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路以上ノ航路ヲ航行スル船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス

第二二條

同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル船舶ニ於ケル場合ヲ除クノ外兒童又ハ十八歳未満ノ年少者ハ其ノ船舶内勞働ニ適スルコトヲ證明シ且權限アル機關ノ承認スル醫師ノ署名シタル健康證明書ノ提出アルニ非サレハ之ヲ斯ル勞働ニ使用スルコトヲ得ス

第二三條

右ノ兒童又ハ年少者ハ一年ヲ超エサル期間内ニ右體格検査ノ更新アリ且新検査毎ニ其ノ海上勞働ニ適スルコトヲ證明スル健康證明書ノ提出アルニ非サレハ之ヲ斯ル勞働ニ繼續使用スルコトヲ得ス健康證明書ノ有効期間カ航海中滿了スル

船員最低年齢法第三條

十八歳未満ノ者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ船舶内勞働ニ適スルコトヲ證明シ且醫師ノ署名シタル健康證明書ヲ有スルニ非レハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ緊急已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ノ規定ニ依リ健康證明書ヲ有セサル者ヲ使用シタルトキハ船長ハ最初ニ到着シタル港ニ於テ前項ノ健康證明書ヲ得シムルノ手續ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ健康證明書ヲ受クルコト能ハサル者ハ之ヲ引續キ使用スルコトヲ得ス

第一項ノ健康證明書ノ有効期間ハ之ヲ一年トス

トキハ右證明書ハ該航海ノ終了迄效力ヲ存スヘシ

第二四條

緊急ナル場合ニ於テハ權限アル機關ハ十八歳未満ノ年少者カ第二條及第三條ノ定ムル検査ヲ受ケスシテ乗組ムコトヲ許容スルコトヲ得但シ當該船舶ノ寄港スル最初ノ港ニ於テ右検査ヲ受クルコトヲ要ス

(註 前文、第五條乃至第十二條ハ之ヲ省略ス)

航海中其ノ期間滿了スルトキハ該航海ノ終了迄其ノ効力ヲ有スルモノト看做ス

前三項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ關スル者ノミヲ使用スル場合ニ之ヲ適用セス

第七回國際勞動總會の採擇せる條約案と 該當國內法との比較

千九百二十五年第七回國際勞動總會に於て採擇せられた條約案は左記四個である。

- 一、労働者災害補償に関する條約案
- 一、労働者職業病補償に関する條約案
- 一、労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する條約案
- 一、麵麩工場に於ける夜間作業に関する條約案

右のうち、我國に於て批准せられたものは、労働者職業病補償に関する條約案と、労働災害補償に付ての内外人労働者均等待遇に関する條約案の二個である。前者に就ては工場法中の一部法規之に該當し、後者に就ては工場法中災害補償に関する法規が内外人均等待遇をその本旨とするを以て別個に該當法規を制定實施するの要がないのである。

次に麵麩工場に於ける夜間作業に関する條約案に就ては、之に該當すべき國內法を全然缺いてわ

る。

それ故、労働者災害補償に関する条約案及び労働者職業病補償に関する条約案に就き逐條的に該當國內法の條文と比較對照すれば左の如くである。

労働者災害補償ニ關スル條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

第一條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ産業災害ニ因リ身體ノ傷害ヲ受ケタル労働者又ハ其ノ被扶養者カ本條約ニ依リ定メラルル條件ト少クトモ均等ナル條件ヲ以テ補償セラルヘキヲ確保スルコトヲ約ス

國內法

工場法第十五條

工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

鑛業法第八十條

鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第二一條

勞働者補償ニ關スル法令及規則ハ公私一切ノ性質ノ事業、企業又ハ事業場ニ依リ使用セラルル勞働者、使用人又ハ徒弟ニ之ヲ適用スヘシ尤モ締盟國ハ左記ノ者ニ關シ其ノ必要ト認ムル例外ヲ當該國ノ法制ニ於テ設クルコトヲ得

(イ) 臨時的勞働ニ從事シ且使用者ノ職業又ハ業務ノ目的以外ノ爲ニ使用セラルル者

(ロ) 家内勞働者

(ハ) 使用者ノ家ニ屬スル者ニシテ専ラ使用者ノ爲ニ勞働シ且其ノ家屋内ニ居住スル者

(ニ) 非筋肉勞働者ニシテ其ノ報酬カ當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルル制限ヲ超

ニル者

工場法第一條

本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

工場法施行令第一條

左ニ掲ケル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ内務大臣ノ定ムル原動機ヲ用フルモノハ此ノ限りニ在ラス

註 第一號乃至第十號列舉事項省略

工場法施行令第二條

鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

工場法施行令第三條

左ニ掲ケル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス

(註 第一號乃至第六十號列舉事項省略)

鑛業法第一條

本法ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試掘、探掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ

鑛業法第八條

本法ニ於テ鑛夫ト稱スルハ鑛業ニ從事スル勞役者ヲ謂フ

第三條

本條約ハ左記ノ者ニ之ヲ適用セサルヘシ

- (一) 海員及漁夫(此等ノ者ニ付テハ將來ノ條約ニ依リ規定ヲ設クルモノトス)
- (二) 本條約ノ條件ヨリ不利ナラサル條件ヲ有スル特殊制度ノ適用ヲ受クル者

第四條

本條約ハ農業ニ之ヲ適用セサルヘシ農業ニ付テハ國際労働總會ニ依リ其ノ第三回會議ニ於テ採擇セラレタル農業ニ於ケル労働者災害補償ニ關スル條約其ノ效力ヲ保有ス

(該當法規ナシ)

(該當法規ナシ)

第五條

傷害ノ結果終身ノ労働不能又ハ死亡ニ至リタル場合ニ於テ該被害労働者又ハ其ノ被扶養者ニ支拂フヘキ補償ハ定期金ノ形式ヲ以テ之ヲ支拂フヘシ但シ權限アル機關カ右補償ノ適當ニ利用セラルヘキ保障アリト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ一時金トシテ支拂フコトヲ得

工場法施行令第七條

職工ノ負傷又ハ疾病治療シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ掲クル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

- 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ
賃金五百四十日分以上
- 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ
賃金三百六十日分以上
- 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外
賃金百八十日分以上

四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引
續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ

賃金四十日分以上

工場法施行令第八條

職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ
死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ
賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘ
シ

鑛夫勞役扶助規則第二十條

鑛夫ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各
號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキ
ハ鑛業權者ハ左ニ掲クル區別ニ依リ障害扶助料
ヲ支給スヘシ

(註 第一號乃至第四號各障害扶助料ハ前掲工場法
施行令第七條ノ第一號乃至第四號各障害扶助料ト
同様ナルヲ以テ之ヲ省略ス)

鑛夫勞役扶助規則第二十一條

鑛夫死亡シタルトキハ鑛業權者ハ遺族又ハ鑛夫
ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者
ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給ス
ヘシ

工場法施行令第十三條

第五條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業
扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ
障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滯
ナク、遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滯

第六條

勞働不能ノ場合ニ於テハ補償關係アル使用者、
災害保險機關又ハ疾病保險機關ノ何レニ依リ支
拂ハルルヲ問ハス遲クトモ災害後第五日ヨリ支
拂ハルヘシ

ナク之ヲ支給スヘシ但シ障害扶助料及遺族扶助料ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ之ヲ支給スルコトヲ得

鑛夫勞役扶助規則第二十六條

第十八條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ
障害扶助料ハ鑛夫ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク、遺族扶助料及葬祭料ハ鑛夫ノ死亡後遲滞ナク之ヲ支給スヘシ但シ障害扶助料及遺族扶助料ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第七條

傷害ノ結果被害勞働者カ常時他人ノ手助ケヲ要スルカ如キ性質ノ勞働不能ニ至リタル場合ニ於テハ割増補償ヲ給與スヘシ

第八條

各國ノ法令又ハ規則ハ必要ト認メラルル監督ノ措置及審査ノ方法ヲ定ムヘシ

(該當法規ナシ)

工場法施行令第十八條

地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ掲ケル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

鑛夫勞役扶助規則第三十條

鑛山監督局長ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ鑛夫

ノ負傷、疾病又ハ死亡ノ原因、第二十條各號ニ掲クル身體障害ノ程度其他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診断又ハ檢案セシムルコトヲ得

第九條

被害労働者ハ醫療上ノ扶助並災害ノ結果必要ト認メラルル外科上及藥劑上ノ扶助ヲ受クル權利ヲ有スヘシ右ノ扶助ノ費用ハ使用者、災害保險機關又ハ疾病若ハ癩疾保險機關ニ依リ支辨セラ

工場法施行令第五條

職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ
鑛夫勞役扶助規則第十八條
鑛夫負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ鑛業權者ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

ル費用ヲ負擔スヘシ

健康保險法第四十三條

被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテ療養ノ給付ヲ爲ス
前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

健康保險法第四十四條

療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第十條

被害労働者ハ使用者又ハ保險者ヨリ必要ト認めラルル義肢及外科的補助器ノ給與及通常ノ取替ヲ受クル權利ヲ有スヘシ但シ各國ノ法令又ハ規則ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ義肢及外科的補助器ノ給與及取替ニ代ヘテ該補助器ノ給與及取替ノ概算費用ニ相當スル金額ヲ被害労働者ニ與フルコトヲ許容スルコトヲ得右ノ金額ハ補償額ノ定メラレ又ハ變更セラルル時ニ於テ之ヲ決定スヘキモノトス

(該當法規ナシ)

各國ノ法令又ハ規則ハ補助器ノ取替ニ關スル濫用ヲ防止シ又ハ前項ノ割増補償力其ノ目的ノ爲利用セラルルコトヲ確保スル爲必要ナル監督ノ

措置ヲ定ムヘシ

第十一條

各國ノ法令又ハ規則ハ使用者又ハ保險者ノ支拂不能ノ場合ニ於テ産業災害ニ因リ身體ノ傷害ヲ受ケタル労働者ニ、又ハ死亡ノ場合ニハ其ノ被扶養者ニ、補償ノ支拂ヲ凡テノ事情ノ下ニ於テ確保スル爲當該國ノ事情ヲ參酌シタル上最モ適當ト認めラルル規定ヲ設クヘシ

(該當法規ナシ)

(註 前文第十二條乃至第十九條及末文ハ之ヲ省略ス)

労働者職業病補償ニ關スル條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

國內法

第一條

工場法第十五條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ職

工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負

業病ニ因リ労働不能ト爲リタル労働者ニ、又ハ右疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ被扶養者ニ、産業災害補償ニ關スル當該國ノ法制ノ一般原則ニ從ヒ補償ヲ支拂フヘキヲ定ムルコトヲ約ス

右ノ補償ノ率 産業災害ニ因リ生スル傷害ニ關スル當該國ノ法制ノ定ムル率ヲ下ルコトヲ得ス、右ノ規定ヲ條件トシテ各締盟國ハ前記ノ病ニ對スル補償ノ支拂ハルヘキ條件ヲ當該國ノ法令又ハ規則中ニ定ムルニ付又産業災害補償ニ關スル其ノ法制ヲ前記疾病ニ適用スルニ付其ノ便宜ト思惟スル變更及修正ヲ加フルコトヲ得

第二一條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ本

傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

工場法施行令第四條

職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ

外職工ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ

工場法施行令第五條

職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ

條附表ニ掲ケル料品ニ因リ生スル疾病及中毒カ右附表ニ於テ對當シテ掲ケラルル工業又ハ職業ニ從事スル労働者ヲ冒シ且當該國ノ法制ノ適用ヲ受クル企業ニ於ケル就業ノ結果生スルトキハ右疾病及中毒ヲ職業病ト認ムルコトヲ約ス

附表

疾病及有毒料品ノ
種目
之ニ對當スル工業
又ハ職業ノ種目
鉛、其ノ合金又ハ化合物ノ中毒及其ノ續發症

之ニ對當スル工業
又ハ職業ノ種目
含鉛礦石ノ取扱(亞鉛工場ニ於ケル鉛灰ヲ含ム)
古亞鉛及鉛ノ「インゴット」鑄造
鑄鉛又ハ鉛合金ヨリ成ル物品ノ製造
複寫業ニ於ケル作業

其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

鑛業法第八十條

鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

鑛夫勞役扶助規則第十七條

鑛夫業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ鑛業權者ハ本則ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ鑛業權者ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項扶助ノ義務ハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ
外鑛夫ノ解雇ニ因リテ變更セララルコトナシ

鑛夫勞役扶助規則第十八條

鑛夫負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ鑛業權者
ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル
費用ヲ負擔ヘシ

水銀、其ノ「アマルガ
ム」及化合物ノ中毒竝
其ノ續發症

鉛化合物ノ製造
蓄電池ノ製造及修理
鉛ヲ含ム「エナメル」
ノ製造及使用
鉛罐又ハ鉛ヲ含ム「パ
テ」粉ヲ以テスル琢磨
鉛顔料ヲ含ム塗料、膠
着料品又ハ着色料品ノ
製造及取扱ヲ含ム一切
ノ塗布作業
水銀礦石ノ取扱
水銀化合物ノ製造
計量器具及實驗用器具
ノ製造
製帽業用ノ粗製材料ノ
製造
「アマルガム」鍍金
灼熱燈ノ製造ニ於ケル

炭疽病感染

水銀筒ノ使用
雷汞雷管ノ製造
炭疽病ニ感染セル動物
ニ關聯スル作業
皮、蹄及角ヲ包含スル
動物ノ殘骸又ハ右殘骸
ノ一部ノ取扱
商品ノ積込及荷卸又ハ
運送

(註 前文、第三條乃至第十條及末文ハ之ヲ省略ス)

第八回及び第九回國際労働總會の採擇せる 條約案と國內法との比較

千九百二十六年第八回及び第九回國際労働總會に於て採擇せられた條約案は左記三個である。

- 一、船中に於ける移民監督の單純化に關する條約案(第八回總會)
- 一、海員の雇入契約に關する條約案(第九回總會)
- 一、海員の送還に關する條約案(第九回總會)

右のうち、我國に於て批准せられたものは、船中に於ける移民監督の單純化に關する條約案のみである。この條約案に就ては我國の移民事情に鑑み別段に該當國內法規の制定を必要としてゐない。それ故、第九回總會採擇の二條約案に就て逐條的に該當國內法の條文と比較對照すれば左の如くである。

條約案

第一條

本條約ハ本條約ヲ批准スル締盟國ニ於テ登録セラレタル一切ノ航海船並ニ右船舶ノ所有者、船長及海員ニ之ヲ適用ス

本條約ハ左ニ之ヲ適用セス

軍艦

商業ニ従事セサル政府ノ船舶

沿岸貿易ニ従事スル船舶

娯樂用「ヨット」

「インディアン、カントリ、クラフト」

國內法

商法第五百三十八條

本法ニ於テ船舶トハ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

本編ノ規定ハ端舟其ノ他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セス

船舶法第三十五條

商法第五編ノ規定ハ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テセサルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶ニ付テハ此限ニ

漁船

總噸數一百噸未滿若ハ三百立方メートル未滿ノ船舶又ハ「ホーム、トレード」ニ従事スル船舶ニシテ本條約採擇ノ日ニ於テ右船舶ノ特別規律ノ爲國內法ニ依リ定メラルル制限噸數未滿ノモノ

第二一條

本條約ニ於テ左ノ用語ハ左ノ意義ヲ有ス

(イ) 「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有タルトヲ問ハス通常海洋航行ニ従事スル一切ノ船舶舟艇ヲ包含ス

(ロ) 「海員」ト稱スルハ其ノ資格ノ如何ヲ問ハス船中ニ於テ使用セラレ又ハ從業シ且海

在ラス

船員法第一條

本法ハ日本船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス但湖川、港灣ノミヲ航行スル船舶又ハ船舶法第二十條ニ掲ケタル船舶ノ船員ニ付テハ此限ニ在ラス

船舶法第二十條

前十六條ノ規定ハ總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ船舶及ヒ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セス

船員法第二條

本法ニ於テ船員トハ船長及海員ヲ謂ヒ海員トハ船長以外ノ一切ノ乗組員ヲ謂フ

員名簿ニ記載セラルル一切ノ者ヲ包含ス但シ船長、水先人、練習船ニ於ケル候補生及生徒、正式ニ見習契約ヲ爲シタル見習並ニ軍艦乗組員其ノ他政府ノ繼續的勤務ニ服スル者ヲ除ク

- (ハ) 「船長」ト稱スルハ船舶ノ指揮及監督ニ任スル一切ノ者ヲ包含ス但シ水先人ヲ除ク
- (ニ) 「ホーム、トレード」ノ船舶ト稱スルハ一國ト國內法ニ依リ定メラルル地理上ノ制限内ニ於ケル隣接國ノ諸港トノ間ノ商業ニ従事スル船舶ヲ謂フ

第三條

雇入契約ハ船舶所有者又ハ其ノ代理人及海員ノ

船員法第二十六條

海員ノ雇入若クハ雇止ヲ爲シ又ハ雇入契約ノ更

雙方ニ依リ署名セラルルモノトス雇入契約ノ署名セラルルニ先チ右契約ヲ檢スル爲相當ノ便宜ヲ海員及必要アルトキハ其ノ補佐者ニ與フヘシ海員ハ權限アル公ノ機關ノ適當ナル監督ヲ確保スル爲國內法ノ定ムル條件ニ從ヒ契約ニ署名スヘシ

契約ノ條項カ書面ヲ以テ權限アル機關ニ提出セラレ且船舶所有者又ハ其ノ代理人及海員ノ雙方ニ依リ確認セラレタルコトヲ右機關ニ於テ證明スルトキハ前各項ノ規定ハ履行セラレタルモノト看做ス

海員カ契約ヲ諒解スルコトヲ確保スル爲國內法ニ適當ナル規定ヲ設クヘシ

新若クハ變更ヲ爲シタルトキハ管海官廳ニ海員名簿ヲ提出シテ公認ヲ申請スルコトヲ要ス

船員法第二十七條

管海官廳カ公認ヲ爲スニハ海員名簿ニ記載シタル事項ヲ當事者雙方ニ諒解カセタル後之ニ署名、捺印セシムルコトヲ要ス但海員ノ雇止ヲ爲シタル場合ニ於テ正當ノ理由アルトキハ當事者ノ一方カ出頭セサルトキト雖モ公認ヲ爲スコトヲ得當事者カ印ヲ有セサルトキハ署名スルヲ以テ足ル署名スルコト能ハサルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル若シ署名スルコト能ハス且印ヲ有セサルトキハ氏名ヲ代書セシメ捺印スルヲ以テ足ル

契約ハ國內法又ハ本條約ノ規定ニ反スル事項ヲ包含スルコトヲ得ス船舶所有者及海員ノ利益保護ノ爲必要ト認メラルル契約ノ締結ニ關スル其ノ他ノ形式及保證ヲ國內法ニ定ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ捺印セス又ハ氏名ヲ代署セシメ若クハ拇印シタル場合ニ於テハ海員名簿ニ其ノ事由ヲ附記スルコトヲ要ス

船員法第二十八條

當事者ハ正當ノ事由アル場合ニ限り代理人ヲシテ公認ヲ受ケシムルコトヲ得

船員法施行細則第二十五條

海員雇入ノ公認ヲ申請セントスルトキハ雇者ハ海員名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載シ左ノ書類ヲ添ヘテ雇入港ノ管海官廳、其港ニ管海官廳ナキトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ之ヲ提出スヘシ

一 第三號書式ノ申請書

二 被雇者海技免狀ヲ有スルトキハ其免狀

(註 海員名簿様式ハ後出第二三頁)

船員法施行細則第二十七條

當事者代理人ヲシテ海員雇入ノ公認ヲ受ケシメントスルトキハ其ノ理由ヲ記載シ且其權限ヲ證スル書面ヲ代理人ニ交付シ代理人ハ之ヲ管海官廳ニ差出スヘシ

民事訴訟法第二十九條

第一審裁判所ハ當然管轄權ヲ有セサルモ當事者ノ合意ニ因リ管轄權ヲ有ス但書面ヲ以テ合意ヲ爲シ且其合意カ一定ノ權利關係及ヒ其權利關係ヨリ生スル訴訟ニ係ルトキニ限ル

第四條

當事者雙方カ契約ニ關スル裁判管轄ニ付通常ノ規定ニ依ラサル旨ヲ豫メ約スル條項ヲ契約ニ包含セシメサルヘキコトヲ確保スル爲國內法ニ從ヒ適當ナル措置ヲ執ルヘシ

本條ハ仲裁ニ付スルコトヲ排除スルモノト之ヲ
解釋スルコトヲ得ス

第五條

總テノ海員ニハ船中ニ於ケル其ノ勤務ノ事項ヲ
掲載スル文書ヲ交付スヘシ右文書ノ様式、記録
スヘキ事項及之カ記載ノ方法ハ國內法ニ依リ定
メラルヘシ

右ノ文書ハ海員ノ勤務ノ成績又ハ其ノ給料ニ關
スル何等ノ記述ヲモ包含スルコトヲ得ス

船員法第三條(第一項)

日本ニ於テ船員ト爲ラント欲スル者ハ管海官廳
ニ船員手帖ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス

船員法施行細則第十二條

船員手帖ノ様式ハ第二號書式ニ依ル

(註) 第二號書式要目左ノ如シ

氏名、本籍地、身分、出生ノ年月日、官廳記事、船
種籍名、積量、職務、雇入期間、雇入年月日、船籍
港、航路又ハ航路定限、船長氏名、給料、雇入地、
公認年月日、雇入契約ノ變更又ハ更新、雇止事由、雇

止年月日、雇止地、公認年月日、雇歴

第六條

契約ハ一定期間若ハ一航海ニ付又ハ國內法ニ依
リ許容セラルルトキハ期間ヲ定メスシテ締結ス
ルコトヲ得

契約書ニハ當事者各自ノ權利及義務ヲ明瞭ニ記
載スヘシ

右ハ一切ノ場合ニ於テ左ノ事項ヲ包含スヘシ

- (一) 海員ノ氏名、其ノ出生ノ日又ハ年齢及
其ノ出生地
- (二) 契約締結ノ地及日
- (三) 海員カ船中勤務ヲ約シタル船舶ノ名稱

商法第五百八十五條

海員ノ雇入期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ
之ヨリ長キ期間ヲ以テ海員ヲ雇入レタルトキハ
其期間ハ之ヲ一年ニ短縮ス

海員ノ雇入ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ
更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

(註) 海員名簿ノ記載事項要目ハ左ノ如シ

船名、船舶所有者ノ氏名及住所、船長氏名及住所、飲
食物又ハ其代料ニ關スル記事、特別契約條項、雇者署
名捺印、被雇者署名捺印、雇入期間、航路、住所、職
務、雇入ノ年月日、雇入ノ場所、給料、公認

- (四) 國內法ニ規定アルトキハ船舶乗組員ノ數
- (五) 契約締結ニ際シ豫メ定メ得ヘキトキハ其ノ爲サントスル航海
- (六) 海員ノ從事スヘキ勤務ノ種類
- (七) 可能ナルトキハ海員カ勤務ノ爲上船スルコトヲ要スル場所及日
- (八) 海員ニ給與セラルヘキ食糧ノ標準但シ國內法ニ依リ別種ノ制度ヲ定ムル場合ヲ除ク
- (九) 給料ノ額
- (十) 契約ノ終了及其ノ條件即チ
- (イ) 契約カ一定期間ニ付締結セラレタル

トキハ契約終了ノ日

- (ロ) 契約カ一航海ニ付締結セラレタルトキハ目的港及之ニ到着シタル後海員ノ雇止メラル迄ニ經過スヘキ期間
- (ハ) 契約カ期間ヲ定メスシテ締結セラレタルトキハ當事者ノ一方カ之ヲ解除シ得ヘキ條件及解除ノ爲必要ナル豫告期間但シ船舶所有者ニ付定ムル右期間ハ海員ニ付定ムルモノヨリ短期ナルコトヲ得ス
- (十一) 同一ノ船舶業者ニ付一年ノ勤務ヲ終ヘタル海員ニ有給ノ年休ヲ與フルコトカ國內法ニ規定セララルトキハ右年休
- (十二) 國內法ノ要求スル其ノ他ノ事項

第七條

國內法カ海員名簿ヲ船中ニ備置クヘキコトヲ定ムル場合ニ於テハ右國內法ハ契約ヲ海員名簿ニ記載シ又ハ添附スヘキコトヲ定ムヘシ

商法第五百六十二條(第一項)

船長ハ左ニ掲ケタル書類ヲ船中ニ備ヘ置クコトヲ要ス

二 海員名簿

(註 第一號及第三號乃至第七號列舉書類ハ省略)

第八條

海員ヲシテ其ノ權利及義務ノ性質及範圍ヲ會得スルヲ得シムル爲國內法ハ船員室ヨリ容易ニ近ツキ得ル場所ニ契約ノ條項ヲ揭示シ又ハ其ノ他適當ナル方法ニ依リ船中ニ於テ雇傭條件ニ關ス

(該當法規ナシ)

ル明瞭ナル智識ヲ得シムル爲執ルヘキ措置ヲ定ムヘシ

第九條

期間ノ定メナキ契約ハ船舶カ船積又ハ陸揚ヲ爲ス港ニ於テ當事者ノ一方之ヲ終了セシムルコトヲ得但シ契約ニ定ムル豫告ヲ與フヘク該豫告ノ期間ハ二十四時間ヲ下ルコトヲ得ス

民法第六百二十七條(第二項)

當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス

商法第五百八十六條

豫告ハ書面ヲ以テ之ヲ與フヘシ國內法ハ此ノ點ニ關スル當事者間ノ將來ノ爭議ヲ防止スル爲最適當ナル豫告ノ方法ヲ定ムヘシ
國內法ハ豫告カ適法ニ與ヘラレタル場合ニ於テモ契約ノ終了セサルヘキ特別ノ場合ヲ定ムヘシ

雇入期間ノ定ナキトキハ海員ハ特約アル場合ヲ除ク外船舶カ安全ニ碇泊シ且積荷ノ陸揚及ヒ旅客ノ上陸カ終ハリタル後ニ非サレハ其雇止ヲ請求スルコトヲ得ス

第十條

一航海ニ付、一定期間ニ付又ハ期間ヲ定メスシテ締結セラレタル契約ハ左ノ事由ニ因リ適法ニ終了セシメラルヘシ

(イ) 當事者ノ合意

(ロ) 海員ノ死亡

(ハ) 船舶ノ滅失シ又ハ全ク航海ニ堪ヘサルニ至リタルトキ

(ニ) 國內法又ハ本條約ニ定メラルル其ノ他ノ事由

(三) 國內法又ハ本條約ニ定メラルル其ノ他ノ事由

第十一條

國內法ハ船舶所有者又ハ船長カ海員ノ即時雇止ヲ爲シ得ル場合ヲ定ムヘシ

商法第五百八十七條

海員ノ雇入契約ハ左ノ事由ニヨリテ終了ス

一 船舶カ沈没シタルコト

二 船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルコト

ト

三 船舶カ捕獲セラレタルコト

前項ノ場合ニ於テハ海員ハ契約終了ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得

民法第六百二十八條

當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ直チニ

契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但其事由カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ相手方ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス

商法第五百八十一條

左ノ場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ雇止ムルコトヲ得

一 發航前海員カ其職務ニ不適任ナルコトヲ認メタルトキ

二 海員カ著シク其職務ヲ怠リ又ハ其職務ニ關シ之ニ重大ナル過失アリタルトキ

三 海員カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

四 海員カ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキ

五 不可抗力ニ因リ發航ヲ爲シ又ハ航海ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ
前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ海員ノ其服役シタル期間ニ對スル給料ヲ請求スルコトヲ得

第一項第四號及ヒ第五號ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得但第四號ノ場合ニ於テ海員ニ過失アルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

民法第六百二十八條(前出第二二八頁)

商法第五百八十三條

左ノ場合ニ於テハ海員ハ其ノ雇止ヲ請求スルコトヲ得

トヲ得

- 一 船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失シタルトキ
- 二 自己ノ過失ニ因ラスシテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其ノ職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキ
- 三 船長ヨリ虐待ヲ受ケタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ海員ハ其ノ雇止ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得

(該當法規ナシ)

第十二條

國內法ハ又海員カ其ノ即時雇止ヲ請求シ得ル場合ヲ定ムヘシ

第十三條

海員カ船舶ヲ指揮スル者、運轉士、機關士、其ノ他現在以上ノ地位ニ就キ得ルコト又ハ其ノ他自己ノ利益ノ爲雇止メラルルコトヲ必要トスル事

情其ノ雇入レラレタル後生シタルコトヲ船舶所有者又ハ其ノ代理人ニ證明シタルトキハ右海員ハ其ノ雇止メヲ請求スルコトヲ得但シ右海員カ船舶所有者ノ費用ヲ増加スルコトナクシテ船舶所有者又ハ其ノ代理人ノ満足スル適當ナル後任者ヲ提供シタル場合ニ限ル
前項ノ場合ニ於テハ海員ハ其ノ雇止ノ時ニ至ル迄ノ給料ヲ受クル權利ヲ有スヘシ

第十四條

契約ノ終了又ハ解除ノ事由ノ如何ヲ問ハス第五條ニ從ヒ海員ニ交付セラルル文書及海員名簿ニ當該海員ノ雇止メラレタルコトヲ示ス記入ヲ爲

船員法第二十六條

海員ノ雇入若クハ雇止ヲ爲シ又ハ雇入契約ノ更新若クハ變更ヲ爲シタルトキハ管海官廳ニ海員名簿ヲ提出シテ公認ヲ申請スルコトヲ要ス

スヘク且右ノ記入ハ當事者一方ノ要求アルトキ

ハ權限アル公ノ機關ニ依リ證明セラルヘシ

海員ハ一切ノ場合ニ於テ第五條ニ掲ケラルル記録ノ外其ノ勤務ノ成績ニ關スル別箇ノ證明書又

ハ少クトモ其ノ契約ニ基ク義務ヲ充分果シタル

カ否ヤヲ指示スル證明書ヲ船長ヨリ受クル權利

ヲ有ス

船員法第二十九條

公認アリタルトキハ船員ハ遲滯ナク其海員手帖ヲ管海官廳ニ提出シテ公認ノ認證ヲ申請スルコトヲ要ス

船員法第三十三條

海員ハ雇止アリタル場合ニ於テハ船長ニ對シ其職務ノ執行又ハ品行ニ關スル證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十五條

國內法ハ本條約ノ條項ノ遵守ヲ確保スルノ措置ヲ定ムヘシ

船員法第五十八條

船舶所有者又ハ船長カ第二十六條ノ規定ニ違反シタルトキハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス
船舶法第三十條及第三十一條ノ規定ハ前項ノ場

合ニ之ヲ準用

船員法第四十九條

左ノ場合ニ於テハ船長ヲ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

三 船長カ商法第五百六十二條第一項第二號乃

至第五號ニ掲ケタル書類ニ記載スヘキ事項

ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

(註 第一號、第二號及第四號ハ省略)

船員法第五十九條

船長カ第三十三條ニ定メタル證明書ヲ交付セス

又ハ不正ノ記載ヲ爲シタル證明書ヲ交付シタル

トキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

(註 前文、第十六條乃至第二十三條及末文ハ之ヲ

省略ス)

海員ノ送還ニ關スル條約案ト該當國內法トノ比較

條 約 案

第 一 條

本條約ハ本條約ヲ批准スル締盟國ニ於テ登録セラレタル一切ノ航海船竝ニ右船舶ノ所有者、船長及海員ニ之ヲ適用ス
本條約ハ左ニ之ヲ適用セス

軍 艦

商業ニ従事セサル政府ノ船舶

沿岸貿易ニ従事スル船舶

娛樂用「ヨット」

前項ノ罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

國 内 法

商法第五百三十八條

本法ニ於テ船舶トハ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

本編ノ規定ハ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セス

船舶法第三十五條

商法第五編ノ規定ハ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テセサルモ航海ノ用ニ供スル船舶ニ之ヲ準用ス但官

「インディアン、カントリ、クラフト」
漁船

總噸數一百噸未滿若ハ三百立方メートル未滿
ノ船舶又ハ「ホーム、トレード」ニ従事スル船
舶ニシテ本條約採擇ノ日ニ於テ右船舶ノ特別
規律ノ爲國內法ニ依リ定メラルル制限噸數未
滿ノモノ

第二二條

本條約ニ於テ左ノ用語ハ左ノ意義ヲ有ス

- (イ) 「船舶」ト稱スルハ其ノ公有タルト私有
タルトヲ問ハス通常海洋航行ニ従事スル一
切ノ船舶舟艇ヲ包含ス
- (ニ) 「海員」ト稱スルハ其ノ資格ノ如何ヲ問

一三六
廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶ニ付テハ此限ニ
在ラス

ハス船中ニ於テ使用セラレ又ハ從業シ且海
員名簿ニ記載セラルル一切ノ者ヲ包含ス但
シ船長、水先人、練習船ニ於ケル候補生及
生徒、正式ニ見習契約ヲ爲シタル見習並ニ
軍艦乗組員其ノ他政府ノ繼續的勤務ニ服ス
ル者ヲ除ク

- (ハ) 「船長」ト稱スルハ船舶ノ指揮及監督ニ
任スル一切ノ者ヲ包含ス但シ水先人ヲ除ク
- (ニ) 「ホーム、トレード」ノ船舶ト稱スル
ハ一國ト國內法ニ依リ定メラルル地理上ノ
制限内ニ於ケル隣接國ノ諸港トノ間ノ商業
ニ従事スル船舶ヲ謂フ

第三三條

商法第五百八十一條

契約ノ存續中又ハ其ノ終了ノ際下船シタル海員ハ國內法ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ本國、其ノ雇入港又ハ發航港迄送還セラルル權利ヲ有ス右國內法ハ之ニ關シ必要ナル規定就中何人カ送還ノ費用ヲ負擔スヘキカヲ定ムル規定ヲ包含スヘシ海員カ前項ニ從ヒ定メラルル目的地ノ一ニ向フ船中ニ於テ適當ナル職務ヲ與ヘラレタルトキハ右海員ハ適法ニ送還セラレタルモノト看做ス海員カ其ノ本國、雇入港若ハ其ノ隣接港又ハ發航港ニ於テ下船シタルトキハ右海員ハ送還セラレタルモノト看做ス

本國以外ノ國ニ於テ雇入レラレタル外國人海員カ送還セラルル權利ヲ有スル條件ハ國內法又

- 左ノ場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ雇止ムルコトヲ得
- 一 發航前海員カ其職務ニ不適任ナルコトヲ認メタルトキ
 - 二 海員カ著シク其職務ヲ怠リ又ハ其職務ニ關シ之ニ重大ナル過失アリタルトキ
 - 三 海員カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 - 四 海員カ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其ノ職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキ
 - 五 不可抗力ニ因リ發航ヲ爲シ又ハ航海ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ
- 前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ海員ハ其服役シタル期間ニ對スル給料ヲ請求スルコト

ハ國內法ノ規定ナキトキハ雇入契約ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ本國ノ港ニ於テ雇入レラレタル海員ニハ前各諸項ノ規定ノ適用アルモノトス

ヲ得

第一項第四號及ヒ第五號ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得但第四號ノ場合ニ於テ海員ニ過失アルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

商法第五百八十二條

海員カ前條第一項ニ掲ケタル事由ニ因ラスシテ雇止メラレタルトキハ其ノ服役シタル期間ニ對スル給料、外一ヶ月分ノ給料ヲ請求スルコトヲ得若シ雇入港外ニ於テ雇止メラレタルトキハ雇入港マテ歸航スルニ必要ナル期間ニ對スル給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得

商法第五百八十三條

左ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止ヲ請求スルコトヲ得

- 一 船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失シタルトキ
 - 二 自己ノ過失ニ因ラスシテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其ノ職務ニ堪ヘサルニ至タルトキ
 - 三 船長ヨリ虐待ヲ受ケタルトキ
- 前項ノ場合ニ於テハ海員ハ其ノ雇止ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得

商法第五百八十七條

海員ノ雇入契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス

- 一 船舶カ沈没シタルコト
- 二 船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルコト

三 船舶カ捕獲セラレタルコト

前項ノ場合ニ於テハ海員ハ契約終了ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得

商法第五百八十一條 (前出第一三七頁)

商法第五百八十二條 (前出第一三九頁)

商法第五百八十三條 (前出第一四〇頁)

商法第五百八十七條 (前出第一四〇頁)

商法第五百八十八條
海員カ雇入港マテノ送還ヲ請求スル權利ヲ有スル場合ニ於テハ送還ニ代ヘテ其ノ費用ヲ請求スルコトヲ得

第四條

送還ノ費用ハ海員カ左ノ事由ニ因リ取殘サレタルトキハ其ノ負擔ト爲スコトヲ得ス

- (イ) 船舶勤務中ニ受ケタル傷痍
- (ロ) 難破
- (ハ) 自己ノ故意又ハ過失ニ因ラサル疾病
- (ニ) 自己ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因ル雇止

第五條

送還ノ費用ハ旅行中ニ於ケル海員ノ運送、宿泊及食糧ニ關スル一切ノ費用ヲ包含スヘシ右ハ其ノ所定ノ出發ノ時ニ至ル迄ノ生活費ヲモ包含ス海員ハ乗組員ノ一員トシテ送還セララルトキハ航海中ニ爲シタル勤務ニ對シ報酬ヲ請求スル權利ヲ有ス

(該當法規ナシ)

第六條

船籍國ノ公ノ機關ハ本條約ノ適用アル場合ニ於テハ乗組員ノ國籍ノ如何ヲ問ハス其ノ送還ニ付監督ノ責ニ任スヘク且必要アルトキハ其ノ費用ノ前貸ノ責ニ任スヘシ

(該當法規ナシ)

(註 前文、第七條乃至第十四條及末文之ハ省略ス)

第十回國際勞働總會の採擇せる條約案と

該當國內法との比較

千九百二十七年第十回國際勞働總會に於て採擇せられた條約案は左記二個である。

- 一、工業及商業に於ける勞働者、竝に家庭使用人の爲の疾病保險に關する條約案
- 一、農業勞働者の爲の疾病保險に關する條約案

右二條約案は我國に於て未だ批准せられてゐない。

此等二條約案中、後者に就ては我國に於て未だ農業勞働者のための疾病保險施設がないので之を措き、唯前者に就てのみ逐條的に該當國內法の條文との比較對照をなせば左の如くである。併し前者に包含さるゝ被保險者の範圍に對して、我が健康保險法に於ける被保險者の範圍を比較すれば、その一部に過ぎないのである。

工業及商業ニ於ルケ労働者、並ニ家庭使用人ノ爲ノ疾病
保險ニ關スル條約案ト該當國內法トノ比較

條約案

第一條

本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ本
條約ニ掲クル規定ト少クトモ同等ナル規定ニ基
ク強制疾病保險制度ヲ設クルコトヲ約ス

國內法

健康保險法第一條

健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負
傷、死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手
當金、埋葬料、分娩費若クハ出産手當金ノ支給
ヲナスモノトス

第二條

強制疾病保險制度ハ工業的企業及商業的企業ニ
使用セラルル筋肉及非筋肉労働者（徒弟ヲ含

健康保險法第十三條

工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ
受クル事業場若ハ工場ニ使用セラルル者ハ健康

ム）、家内労働者並ニ家庭使用人ニ之ヲ適用ス
尤モ各締盟國ハ左記ニ關シ必要ト認ムル例外ヲ
當該國ノ法令又ハ規則ニ於テ設クルコトヲ得

(イ) 一時的の使用ニシテ其ノ期間カ當該國ノ

法令又ハ規則ニ依リ定メラルヘキ期間ヨリ
短キモノ、臨時的使用ニシテ使用者ノ職業
又ハ業務ノ爲ニスルニ非サルモノ、隨時的
使用及補助的使用

(ロ) 労働者ニシテ其ノ賃銀又ハ收入カ當該
國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルヘキ額ヲ
超ユル者

(ハ) 金錢賃銀ノ支拂ヲ受ケサル労働者

(ニ) 家内労働者ニシテ其ノ労働狀態カ普通

保險ノ被保險者トス但シ臨時ニ使用セラルル者

ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ及一年ノ報酬千

二百圓ヲ超ユル職員ハ此ノ限ニ在ラス

健康保險法第十四條

前條ニ規定スル工場及事業場ヲ除クノ外左ノ各
號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ主務大臣ノ認
可ヲ受ケ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セ
ラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲ス
コトヲ得

一 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、選別、包裝修理又ハ解體
ノ事業

三 電氣又ハ動力ノ發生、變壓又ハ傳導ノ事業

ノ賃銀労働者ノ労働状態ト同様ノ性質ヲ有セサル者

(ホ) 當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラル

ヘキ年齢制限以下又ハ以上ノ労働者

(ヘ) 使用者ノ家ニ屬スル者

尙疾病ノ場合ニ於テ法令若ハ規則又ハ特殊ノ制度ニ依リ本條約ニ規定スル利益ト全體トシテ少クトモ同等ナル利益ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ強制疾病保險制度ヨリ之ヲ除外スルコトヲ得本條約ハ海員及海上漁夫ニ之ヲ適用セス右ノ者ノ爲ノ疾病保險ハ將來ノ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

- 四 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 五 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業
- 六 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外陸上ニ於テ爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 七 貨物積卸ノ事業
- 八 前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業
- 前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
- 一事業ニ於テ作業ノ場所二以上アル場合ニ於テ

ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

健康保險法第十五條

前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業ニ使用セララル者ハ健康保險ノ被保險者トス

第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

健康保險法施行令第九條

臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲クル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラサルモノトス但シ第一號ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セララルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該

當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
- 二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者
- 三 日々雇入レラルル者
- 四 前各號ニ掲クルモノノ外内務大臣ノ定ムル者

健康保險法第十二條

政府ノ事業ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

健康保險法施行令第七條

政府ノ事業ニ使用セラルル被保險者カ健康保險

法ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クヘキ場合ニ於テ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ其ノ保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ保險給付ヲ爲サス

前項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルモノニ限ル

- 一 健康保險法ノ規定ニ依ル保險給付ト同種ノ給付ヲ爲スコト
- 二 給付ニ要スル費用ニ付政府カ健康保險法ノ規定ニヨル國庫及事業トノ負擔ト同一ノ割合ヲ下ラサル負擔ノ爲スコト

健康保險法施行令第八條

前條ノ規定ニ依リ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ受

ケサル者ニ付テハ保険料ハ其ノ程度ニ應シ之ヲ減額シ又ハ之ヲ徴收セス

健康保險法第四十五條

被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

健康保險法第四十七條

療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付百八十日ヲ

第三條

身體上又ハ精神上ノ健康ノ異狀ノ爲勞働不能ト爲リタル被保險者ハ給付ノ支拂ハルヘキ最初ノ日以後少クトモ最初ノ二十六週間勞働不能ニ付現金給付ヲ受クル權利ヲ有ス
右給付ノ支拂ニ付テハ被保險者カ第一ニ資格期間ヲ完了シタルコト及右期間滿了ノ場合ニ於テハ三日ヲ超エサル待期ノ經過シタルコトヲ條件ト爲スコトヲ得

現金給付ハ左記ノ場合ニ於テ之ヲ支給セサルコトヲ得

トヲ得

(イ) 同一ノ疾病ニ付被保險者カ法令ニ依リ

權利トシテ他ノ方面ヨリ補償ヲ受クル場合、給付ハ右補償カ本條ニ定ムル給付ト同額ナルカ又ハ少額ナルカニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルモノトス

(ロ) 被保險者カ其ノ勞働不能ノ事實ニ因リ

其ノ通常ノ勞働所得ヲ失ハス又ハ保險基金若ハ公ノ基金ニ依リ扶養セラルル期間、尤モ被保險者自身右ニ依リ扶養セラルルモ家族ニ對スル責任ヲ有スルトキハ現金給付ハ一部分ノミ之ヲ支給セサルモノトス

(ハ) 被保險者カ疾病中正當ノ事由ナクシテ

超エテ之ヲ爲サス

業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付及疾病手當金ノ支給ハ一年內百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス被保險者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ノ支給ヲ受クル期間療養ノ給付ヲ受ク

健康保險法第五十八條

疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セス

健康保險法施行令第八十五條

醫師ノ命令ニ從フコト若ハ疾病中被保險者ノ所爲ニ關スル指揮ニ從フコトヲ拒絕シ又ハ任意ニ且許可ヲ得スシテ保險機關ノ監督ヲ離ルル期間

現金給付ハ被保險者ノ故意ノ非行ニ因リ生シタル疾病ノ場合ニ於テハ之ヲ減額シ又ハ拒絕スルコトヲ得

疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給セス但シ其ノ受クルコトヲ得ヘキ報酬ノ額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

健康保險法第六十三條

保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

健康保險法第六十五條

保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受

クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得

保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

健康保險法第六十條

被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サス

健康保險法第六十一條

被保險者鬭爭若ハ泥酔ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサルニ因リ事故ヲ生セシメタルトキハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第四條

被保險者ハ其ノ疾病ノ當初ヨリ且少クトモ疾病
給付支給ノ所定期間ノ終了スル迄無料ヲ以テ充
分資格アル醫師ノ治療竝ニ適當ニシテ充分ナル
藥劑及治療材料ノ支給ヲ受クル權利ヲ有ス尤モ
醫療給付ノ費用中各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定
メラルヘキ部分ノ支拂ヲ被保險者ニ請求スルコ
ト得

醫療給付ハ被保險者カ正當ノ事由ナクシテ醫師
ノ命令ニ從フコト若クハ疾病中被保險者ノ所爲
ニ關スル指揮ニ從フコトヲ拒絕シ又ハ保險機關
ニ依リ提供セラルル便宜ヲ利用スルコトヲ懈怠
スル期間之ヲ支給セサルコトヲ得

一五四

健康保險法第四十三條

被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付
ヲ爲ス

前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルト
キハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ
得

健康保險法第四十七條(前出第一五〇頁)

健康保險法施行令第七十四條

健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範
圍左ノ如シ

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其他ノ治療

四 看護

五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其他保險者必要
アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一
回二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要ア
ト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

健康保險法第六十三條

健康保險法第六十五條

(前出第一五二頁)

第五條

各國ノ法令又ハ規則ハ被保險者ノ家ニ屬スル者

(該當法規ナシ)

ニシテ之ト同居シ且其ノ扶養ヲ受クル者ニ對シ
醫療給付ヲ支給スルコトヲ許可シ又ハ命スルコ
トヲ得當該法令又ハ規則ハ右給付ノ支給セラル
ヘキ條件ヲ定ムヘシ

第六條

疾病保險ハ權限アル公ノ機關ノ行政上及財政上
ノ監督ノ下ニ在ル自治ノ機關ニ依リ管理セラル
ヘク且營利ノ目的ヲ以テ行ハルヘカラス私人ノ
發意ニ依リ設立セラルル機關ハ權限アル公ノ機
關ニヨリ特ニ認可セラルルコトヲ要ス
被保險者ハ當該國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラ
ルヘキ條件ニ從ヒ自治ノ保險機關ノ管理ニ參加

健康保險法第二十二條

健康保險法ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス

健康保險法第二十四條

政府ハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者
ノ保險ヲ管掌ス

健康保險法第二十七條

健康保險組合ハ事業主、其ノ事業ニ使用セラル
ル被保險者及第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ

以テ之ヲ組織ス

スヘシ尤モ疾病保險ノ管理ハ其ノ管理ガ國ノ事
情ニ依リ特ニ使用者團體及勞働者團體ノ發達不
充分ナルニ因リ困難、不可能又ハ不適當ナル場
合及期間ハ國ニ於テ直接ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七條

被保險者及其ノ使用者ハ疾病保險制度ノ財源ヲ
分擔スヘシ
權限アル公ノ機關ニ依ル財政上ノ負擔ニ付テハ
各國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

健康保險法第七十條

國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各健康保險組合ノ
保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス
前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額カ被保險者
一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於
テハ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額ス
ルモノトス

前項ニ規定スル被保険者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

健康保險法第七十一條

保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

健康保險法第七十二條

被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第八條

本條約ハ國際勞動總會ニ依リ其ノ第一回會議ニ於テ採擇セラレタル産前産後ニ於ケル婦人使用ニ關スル條約ヨリ生スル義務ニ何等影響ヲ及ホスコトナシ

第九條

給付ヲ受クル權利ニ關スル爭議ノ場合ニハ被保險者ニ出訴ノ權利ヲ與フヘシ

(該當法規ナシ)

健康保險法第八十條

保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

健康保險法第八十一條

保險料其他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ

徴收ノ處分ニ不服アル者ハ其ノ處分ヲ爲シタル
保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署
ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴
願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(註 前文、第十條乃至第十八條及末文ハ之ヲ省
略ス)

第十一回國際勞働總會の採擇せる條約案と 該當國內法との比較

千九百二十八年第十一回國際勞働總會に於て採擇せられた條約案は左記一個である。

一、最低賃金決定機關の創設に關する條約案

この條約案に該當すべき國內法は目下全然之を缺いてゐる。従つてこの條約案は我國に於て未だ
批准せられてゐない。

昭和三年十二月三日印刷
昭和三年十二月五日發行

定價金參拾錢

編輯
行人
兼

東京市芝區芝公園六號地

國際勞動局東京支局

印刷者

東京市芝區南佐久間町一丁目一

中川二郎

印刷所

東京市芝區南佐久間町一丁目一

研文社印刷所

發行所

國際勞動局東京支局

東京市芝區芝公園六號地
電話一三〇一九
振替東京六八〇一九
香港

邦文 國際勞働條約案及勸告

菊版綴込約三百頁
定價全一圓八拾錢(稅共)

アルベール・トーマ

その履歴の概略
その言説の斷片

四六版・約四頁
定價全拾錢(稅共)

國際勞働條約案及び勸告の要領

四六版・四八頁
定價全拾錢(稅共)

東京市芝區芝公園六號地

發行並發賣所

國際勞働局東京支局

振替東京六八〇一九番
電話芝(四)一三二〇番

文邦 國際勞働條約案及勸告

菊版・綴込・約三百頁
定價金一圓八拾錢(稅共)

アルベール・トーマ

その履歴の概略
その言説の斷片

四六版・約四〇頁
定價金拾錢(稅共)

國際勞働條約案及び勸告の要領

四六版・四八頁
定價金拾錢(稅共)

東京市芝區芝公園六號地

發行並發賣所

國際勞働局東京支局

振替東京六八〇一九番
電話芝(43)一三一〇番

PATENTED NO. 119016

CAT. NO. 854

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851 (菊倍)	30. cm.	x 22.5 cm.	x 1 cm.
852 (四六倍)	26. "	x 18.5 "	x 1 "
853 (菊)	22.5 "	x 15. "	x 1 "
854 (四六)	18.5 "	x 12.5 "	x 1 "
855 (特)	24. "	x 15. "	x 1 "

Special sizes are made to order

Library Supplies in All Kinds

F. MAMIYA & CO

OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

